

# I . 共通事項編

## I. 共通事項編

I - 1	設計に対する一般的な注意事項について .....	I - 1
I - 2	起工設計書の構成及び様式について .....	I - 2
I - 3	仕様書の構成及び様式について .....	I - 3
I - 4	積算システム以外における積算書の様式について .....	I - 2 4
I - 5	工事数量表の記載例を示されたい .....	I - 2 6
I - 6	工事設計図面の各種規定について示されたい .....	I - 3 2
I - 7	工事数量計算の規定について示されたい .....	I - 4 8
I - 8	設計金額の表示基準について示されたい .....	I - 4 8
I - 9	処分費の取り扱いについて示されたい .....	I - 4 9

## I . 共通事項編

### I - 1

設計に対する一般的な注意事項について示されたい。

#### 1 根本的な問題の検討

設計、施工、監督については、常に十分な注意を払うことはもちろんであるが、農業に結びついた経済性ということを特に念頭におき、事業の計画、必要性、効用と費用との比較、他事業との関連性を十分に理解して設計に取り組む様にする。局部の設計積算にとられ過ぎて、農業土木としての全般的検討、他事業の関連についての検討など根本的な問題をなおざりにしないこと。この為設計積算については今後出来るだけ規格化を図り、能率を向上させ計画の検討、関連調査の充実、施工監督の徹底に力を注ぐ様にする。

#### 2 設計書の内容の調和均衡

設計書の内容はなるべく詳細明確であるべきはもちろんであるがその工事の重要性、あるいは工事費の大小などに応じてあるいは綿密にあるいは簡単に、適切にしんしゃくして作成し、使用材料の選択、積算ならびに施工の方法について調和のとれた設計書とすること。また大規模の構造物等にあつては、設計（水理、構造計算等）施工法の安全性を十分検討し、技術的、経済的に無理な工事にならない様注意すること。

#### 3 早期着工

一般的に起工の時期が遅れば良い結果が得られないので、翌年度の実設計を年度内に整備し、これにより予算要求または実設計の打合せを行ない、年度初期に起工出来る様にする。

#### 4 設計協議

設計作業に入る前に充分基本方針の打合せを行って工事に対する意見を統一し、作業中に大きな変更を生ずることを未然に防止し、作業能率の向上を図ること。

他官庁との協議を要する場合は特に早期に行ない時期を失しない様に注意すること。



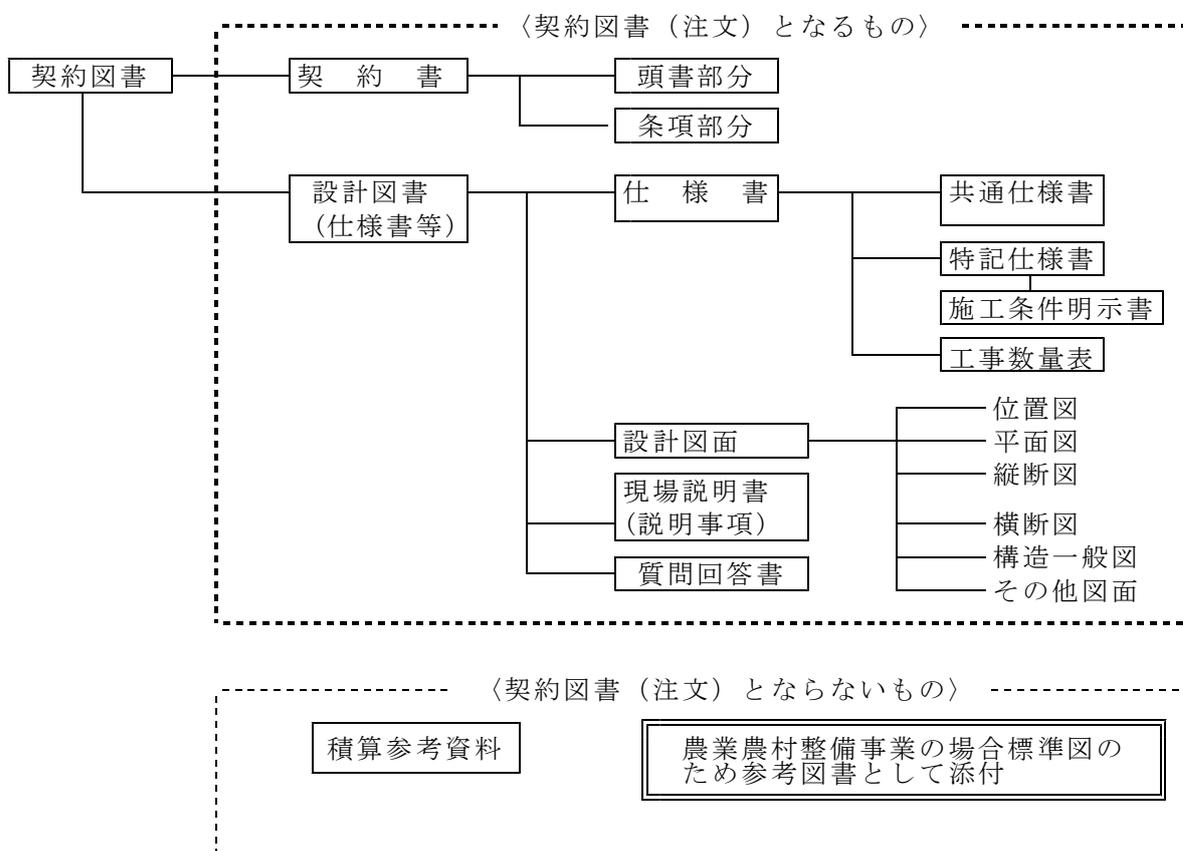
仕様書の構成及び様式について

仕様書の構成（製本順序）及び様式は原則として次による。

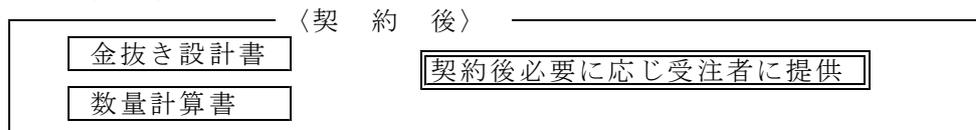
1 - 1 構成

順序	様式番号	名称	土木工事		施設機械	業務委託	区分
			公告時	契約後			
1	6	注文書	○		○	○	契約図書
2	7	施工条件明示書	○		○	—	契約図書
3	8	現場説明書	○		○	○	契約図書
4	9	公告用内訳書	○		○	—	契約図書
5	10	工事数量表	○		—	—	契約図書
6	11	積算参考資料	○		—	—	参考資料
(6)	12	金抜き設計書		○	○	○	参考資料
		数量計算書		○	—	—	参考資料

1 - 2 契約図書の構成



参考（契約後必要に応じ提供）



1-3 様 式

様式1 起工伺（職員ポータル：工事管理システムより作成）

文書分類記号		保存年限		30・10・5・3・1年	
起案：平成〇〇年〇月〇日	文書の記号・番号	第 号			
旅行予定：平成 年 月 日	例文登録 平成 年度	第 号			
決裁：平成 年 月 日	△△地方振興事業所建設課第〇〇〇〇部（電話）				
発送：平成 年 月 日	起案者 職氏名	〇〇〇〇	□□	□□□□	印
(件名)	審	査	授	公	送
工事起工について [ H△△ 〇〇〇地区(□□□)-〇〇〇号 ]					
このことについて、別案( 1 )件のとおり起工してよろしいか伺います。					
所長	副所長兼 総務部長	副所長 (技術担当)	農業農村 整備部長	次長 (総括担当)	次長 (総括担当)
			技術次長 (調整指導)	技術次長 (調整指導)	
		◇◇◇◇班長	副班長	班員	
	副営事務次長 (総括担当)		管理班長	班員	
(合議部課)					
〇〇〇●●●□□■▲▲△△▽▽▽					
開示請求の状況			発送種別・取扱上の注意等		
平成 年 月 日請求	平成 年 月 日請求	□親展 □書留 □速達 □配達証明 □内容証明	□小包 □電報 □はがき □公郵直載 □官報直載		
□開示 □一部開示 □非開示	□開示 □一部開示 □非開示	□その他( )			
非開示理由:第 号	非開示理由:第 号				

起案理由  
下記工事について、別冊設計書のとおり変更し施行してよろしいか伺います。

- 1 工事番号  
H△△ 〇〇〇地区(□□□)-〇〇〇号
- 2 工事名  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
- 3 工事場所  
△△△市□□□□□□□□地内
- 4 完成期限  
平成〇〇年〇月〇日
- 5 設計金額  
別冊設計書のとおり
- 6 契約方法  
ダイレクト型一般競争入札
- 7 旅行方法  
請負
- 8 支払方法  
前払金(有・無)、中間前払金(有・無)、残分払(有・無)
- 9 予算額  
△△△△△△△△円
- 10 支出科目  

○〇款	〇〇〇費
〇〇項	〇〇〇費
●●目	〇〇〇費

表示の要点

イ 請負の場合

H△△ 〇〇〇地区（略事業名）-〇〇〇号 〇〇〇工事

ロ 委託の場合

1. 調査 H△△ 〇〇地区(〇〇)-〇〇〇号〇〇〇地質(土質)調査業務
2. 測量 " 〇〇〇測量業務
3. 設計 " 〇〇〇設計業務
4. 調査+測量  
H△△ 〇〇地区(〇〇)-〇〇〇号〇〇〇地質(土質)調査測量業務
5. 測量+設計 " 〇〇〇測量設計業務
6. 調査+測量+設計  
H△△ 〇〇地区(〇〇)-〇〇〇号〇〇〇地質(土質)調査測量設計業務
7. 用地調査(登記簿等)  
H△△ 〇〇地区(〇〇)-〇〇〇号〇〇〇用地調査業務

- 8. 用地測量 H△△ ○○地区(○○) - ○○○号○○○用地測量業務
- 9. 建物・物件(環境調査)  
H△△ ○○地区(○○) - ○○○号○○○建物・物件調査業務
- 10. 用地調査+用地測量  
H△△ ○○地区(○○) - ○○○号○○○用地測量調査業務
- 11. 用地調査+建物・物件  
H△△ ○○地区(○○) - ○○○号○○○用地建物・物件調査業務
- 12. 用地調査+用地測量+建物・物件  
H△△ ○○地区(○○) - ○○○号○○○用地調査業務

様式2 表 紙

<p>H△△ ○○地区(略事業名) - ○○○号 ○○○工事</p> <p style="margin-top: 40px;">実 施 設 計 書</p> <p style="margin-top: 10px;">(第○回変更)</p> <div style="text-align: right; margin-top: 40px;"> <p>○ ○ 事 業 ○ ○ 地 区</p> </div>
---

様式3 工事費予算調書

工 事 費 予 算 調 書

費 目	本年度予算額	起 工 額 内 訳				備 考
		前 回 迄 起 工 額	今 回 起 工 額	計	残 額	
1 純工事費						
○○号○○工事						
.....						
2 用地買収 補償費						
3 測量試験費						
4 工事雑費						
計						

【注】 (1) 費目は純工事費, 用地買収補償費, 測量試験費, 工事雑費の項分類とし, 純工事費の目分類は工事毎(起工設計書毎)とすること。  
但し, 測量試験の場合測量試験費を前記同様目分類し, 純工事費の目分類は不要  
(2) 起工変更の場合, 上段変更前を括弧書, 下段変更後の二段書きとする。

様式4 設計変更の理由と事項（変更設計書の場合）

設計変更の理由と事項

(1) 変更の理由と事項

【注】 変更された結果だけの記載でなくどういう理由でこの様に  
変更になったかを簡潔に表現すること。

(2) 変更前後の比較対照表

工 種	変 更 前		変 更 後		増 減		記 事
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	

【注】 (1) 主な工種で記載するものとする。  
(2) 設計の大意と重複する場合には省略することができる。

様式5-1 施行計画

施 行 計 画

(1) 設計の大意

事業目的・事業経緯・計画諸元・構造諸元・施工概要・補償工事等について簡潔に  
要点を記述する。

- (例)
- 1 事業目的
  - 2 事業経緯
  - 3 計画諸元（当該起工設計書に関する計画諸元）
    - ・比流量，単位用水量 etc
    - ・流域面積，かんがい面積 etc
    - ・計画流量（最大，常時）
    - ・系統模式図及びその他必要
  - 4 構造諸元（当該起工設計書に関する構造諸元）
    - ・水位，敷高，流速，勾配，模式図
    - ・断面形状
    - ・構造その他
  - 5 今回施行概要
    - ・施工工種，数量，範囲等
    - ・その他
  - 6 補償工事
    - ・工種，数量
    - ・その他

(2) 工程表

工 種	数 量	工 種						備 考
		10日	20日	30日	40日	50日	60日	

【注】 変更の場合は上段変更前を括弧書，下段変更後の二段書きとする。

様式5-2 用地調書  
(3) 用地調書

用地調書	地目	地積	価 格	金 額	取得価格承認	平成 年 月 日	耕第 号
		m2	m2あたり円		売買契約締結	平成 年 月 日	
					処理経過および処理計画 (契約未締結の場合のみ記載すること)		
	計						
物件など補償	項 目	数 量	金 額	補償額承認	平成 年 月 日	耕第 号	
	建物移転	件		補償契約締結	平成 年 月 日		
	立木補償		円				
	工作物移転			処理経過および処理計画 (用地欄と同様)			
	計						
補償工事	補償施設名	数量	規格・構造	アロケト金額	契約承認	契約未締結の場合	摘 要
				円	契約締結 年 月 日	合の処理計画	被補償者氏名
河川法 道路法	許認可申請内容	該当条項	申 請 年 月 日	未処理の場合の処理計画			摘 要
			申 画 許 可				許認可権者
その他	国有林野借受け・保安林指定解除・国鉄用地・自然公園法関係法令などの規程による許認可申請等の処理内容・経過・計画について記載すること。						

様式6 注 文 書【 後 述 】

- (1) 工 事 編 II-25 (p II-23)
- (2) 測量設計業務編 III-6 (p III-26)
- (3) 地質調査業務編 III-7 (p III-34)
- (4) 用地調査業務編 III-13 (p III-58)
- (5) 確定測量業務編 III-15 (p III-81)
- (6) 水門扉工事編 IV-6 (p IV-19)
- (7) 用排水機工事編 IV-10 (p IV-36)

様式7 施工条件明示書

年度途中に項目が追加・削除されることがあるので注意すること。

- 特記仕様書 -

施工条件明示書

平成28年5月23日以降適用

工事番号	項目		工事名	内容		事務所名	施工方法	備考	
<b>1 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という)の配置</b>									
(1)現場施行に着手する日の指定 ※平成26年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」			○ある	平成○○年○○月○○日					
			○ない	受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り工事開始日後30日以内に工事に着手しなければならない。(農業土木工事共通仕様書第1編第1章総則1-1-12)					
上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。(出納局契約課ホームページ参照、http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html)									
<b>2 工程関係</b>									
(1)関連工事による施工時期の調整			○ある	○ない					
(2)施工時期による制限			○ある	○ない					
(3)関係機関等との協議の未成立			○ある	○ない					
(4)関係機関等との協議結果、特定条件の付加			○ある	○ない					
<b>3 公害対策関係</b>									
(1)公害防止(騒音・振動・水質等)の施工方法、機械施設、作業時間の制限			○ある	○ない					
<b>4 安全対策関係</b>									
(1)交通安全施設等の指定			○ある	○ない					
(2)占用埋設物との近接工事による施工方法、作業時間の制限			○ある	○ない					
<b>5 排水工関係</b>									
(1)濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性			○ある	○ない					
<b>6 建設副産物対策関係</b>									
(1)共通事項			1 下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。 2 工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。						
(2)建設発生土			処理・処分	○ある	○ない	処理・処分する場所	処理・処分方法	距離	制限時間
								km	時 分 ~ 分
(3)建設発生土以外の建設副産物			処理・処分	○ある	○ない	コンクリート塊		km	時 分 ~ 分
						アスファルト塊		km	時 分 ~ 分
						建設発生木材		km	時 分 ~ 分
						建設汚泥		km	時 分 ~ 分
						その他		km	時 分 ~ 分
(4)再生材の利用			○ある	○ない	種類・数量				
<b>7 資材関係</b>									
(1)生コンクリート			生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。						
(2)購入土			購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。						
(3)特定調達物品等の利用			○ある	○ない	【有の場合:下記資材より設計該当項目を記載する。 無の場合:無記入とする】 [高炉セメント、フライアッシュセメント、再生アスファルト混合物、再生骨材、小径丸太材(間伐材)、緑化資材]				
(4)宮城県グリーン製品の利用			○ある	○ない	【有の場合:下記資材より設計該当項目を記載する。 無の場合:無記入とする】 [植生育成基盤材、視線誘導標、転落防止柵、階段、木柵、木質系舗装材]				
(5)県内産製品の使用			○ある	○ない	本工事は、「県農林水産部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」対象工事である。 工事の施工に当たっては、試行要領に基づき適切に実施すること。 農林水産部総務課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosuisom/				
<b>8 調査への協力について</b>									
(1)「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の実施について			○対象	○対象外	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。				
<b>9 その他</b>									
(1)舗装の下請制限について			○ある	○ない	農業土木工事共通仕様書1-1-10-3その他の技術者要件等についてによること。				
(2)工事実績情報システム(CORINS)登録			受注者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し登録申請を行うこと。						
(3)工事書類の取扱いの簡素化の試行について			○対象	○対象外	1.「宮城県農業農村整備事業等における工事書類簡素化一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合せ、工事材料検査(確認)願、段階確認書、立会願、夜間・休日作業届、工事履行報告書の提出については、電子メールの活用を基本とする。 なお、上記一覧表は宮城県農村振興課ホームページ(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているので参照すること。 「農業農村整備の技術情報」→「農業農村整備事業の建設工事執行に関する(共通仕様書・施工管理基準等)」 2.これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。				

東日本大震災に伴う特例制度

項目	条件		内容	施工方法	備考
<b>10 積算基準及び設計単価の適用期日</b>					
(1) 積算基準及び設計単価の適用について	○ある	○ない	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。		
(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更	○ある	○ない	本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。 なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の設計単価とする。		
<b>11 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用</b>					
(1) 労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある	○ない	<p>1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち 営繕費」及び「現場管理費のうち 労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。))について、契約締結後、労働者確保に要する方針に変更が生じ、宮城県農林水産部(農業農村整備事業)においては土地改良事業等請負工事積算基準に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。</p> <p>営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2 本工事は、予定単価の算出の基礎とした設計額(宮城県農林水産部(農業農村整備事業)においては土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。</p> <p>1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: 0.00%</p> <p>2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: 0.00%</p> <p>3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県農林水産部(農業農村整備事業)においては土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について発議が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>		
(2) 労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事	○ある	○ない	本工事は、「労働者宿舎設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舎の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。		
<b>12 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更</b>					
(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある	○ない	<p>下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。</p> <p>購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、砕石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。</p>	<p>受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。</p> <p>1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等)</p> <p>2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」)</p> <p>3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由</p> <p>4 製造・生産工場を選定した理由</p> <p>5 見積もり書</p> <p>6 その他、必要と思われる事項</p>	
<b>13 施工箇所が点在する工事の間接費の積算</b>					
(1) 施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	○ある	○ない	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所○○、○○)、△△地区(施工箇所○○)、□□地区(施工箇所○○)(以下、対象地区という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。	本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。	
<b>14 その他</b>					
(1) 現場代理人の常駐義務の緩和措置について	○ある	○ない	この工事は、「東日本大震災に伴う復旧・復興工事等における現場代理人の常駐義務の緩和措置について」の該当工事である。		
(2) 東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準歩掛りについて	○ある	○ない	「土工」及び「コンクリート工」の一部の歩掛で、日当たり作業量の補正した歩掛を使用している。 (適用歩掛の詳細については 農林水産省東北農政局ホームページ参照。 <a href="http://www.maff.go.jp/tohoku/sinsel/nyusatu/hisai/kouji_bugakari.html">http://www.maff.go.jp/tohoku/sinsel/nyusatu/hisai/kouji_bugakari.html</a> )		
(3) 東日本大震災の被災地で使用する機械燃料の補正について	○ある	○ない	本工事で使用するフォルダー(リッパ設置付きフルドーザを除く)、バックホウ、ダンプトラック(建設専用ダンプトラックを除く)については運転時間(日)当たりの積料に105/100を乗じている。		
(4) 土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	○ある	○ない	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単価は、現場持込単価(単価)としている。 ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。		
(5) 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	○ある	○ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたため、積算基準等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。 補正係数 共通仮設費:1.5 現場管理費:1.2		

## 様式8 現場説明書

年度途中に項目が追加・削除されることがあるので注意すること。

### (1) 工専用

## 現場説明書(説明事項)

### (1) 契約保証金の取扱いについて

契約保証金については、「工事請負契約における契約保証に関する取扱要領」及び「契約保証に関する説明事項」に基づき行うこと。

### (2) 宮城県建設工事元請・下請適正化要綱の遵守について

工事の実施にあたって下請契約を締結する場合は「宮城県建設工事元請・下請適正化要綱(以下「要綱」という。)」を遵守し、特に次の事項に留意するとともに下請業者に対しても適切に指導すること。

- 1) 建設業法に違反する一括下請を禁止するとともに、要綱第3条の規定に定める下請発注の適正に努めること。  
特に、下請発注にあたっては建設工事標準下請契約約款又は同約款に準拠した内容をもつ下請契約書により契約を締結すること。
- 2) 下請負人の選定にあたっては要綱第4条の規定に定める事項を勘案して選定すること。
- 3) 元請負人及び下請負人はそれぞれの立場で要綱第5条・第6条に定める義務を徹底すること。  
特に、下請代金の支払い等については適正に行うこと。
- 4) 直接元請負人は工事現場ごとに要綱第7条に定める下請指導責任者を置き、所定の様式により「下請契約に係る書面の写し」、「下請負人指導責任者届」、「下請契約書確認書」及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を速やかに提出すること。  
なお、「下請契約に係る書面の写し」については提出時に発注者による原本照合を受けること。  
提出後、下請契約等に変更が生じた場合も変更の内容について速やかに提出すること。
- 5) 施工中あるいは工事完成時に下請契約その他関係資料の提出を求められた場合は速やかに提出すること。
- 6) 不適切な下請業者を選定したり、不適切な契約を締結した場合は工事成績評定に反映するとともに、指導、助言、指名停止等の措置を講ずることがある。

### (3) 建設労働者の雇用について

建設労働者の雇用にあたっては、労働条件及び福祉向上を図るため、次の事項に留意するとともに、下請業者に対しても適切に指導すること。

- 1) 労働基準法第89条に定める就業規則及び同法第108条に定める賃金台帳を整備するとともに、適正な賃金の確保を図ること。
- 2) 法定労働時間(週40時間)を遵守し、休日の確保及び労働時間の短縮に配慮すること。
- 3) 退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。
- 4) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、東北地方太平洋沖地震及び台風等による被災者等の積極的な雇用に努め、農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう配慮すること。被災者等の雇用においては、上記1)～3)に留意するとともに、賃金の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。  
また、被災者等の雇用実績等を把握するため、下記の内容で調査を行うので、受注者は協力すること。  
①工事着手時点における雇用見込み人数  
②月毎の雇用実績人数

### (4) 宮城県内企業の活用について

宮城県では「富県宮城の実現」に向けて、地場産業育成対策に取り組んでいるところであり、下請負、資材調達(生コンクリート等)においては出来る限り県内企業及び県内産製品の活用に努めること。

### (5) 建設業法第31条の規定による立入検査について

県では、建設工事元請・下請の適正化の徹底について要請しているところであり、適正な施工の確認と元請負人・下請負人の取引内容について建設業法第31条に基づく立入検査を実施しております。立入検査を実施する場合は、施工状況、下請契約内容、下請代金支払状況等について確認し、不適正な場合は規定により指導・勧告等を行うことがありますので承知願います。

### (6) 建設業退職金共済制度について

- 1) 工事の施工にあたり建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)の対象となる労働者を雇用する場合は、共済証紙を購入手帳に貼付すること。

- 2) 下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により支給、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入し、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。
- 3) 共通仕様書に基づき、工事契約締結後1か月以内に発注者用掛金収納書を提出すること。  
なお、当該工事で建退共制度の対象労働者を雇用しない場合や期限内に収納書を提出できない事情がある場合(契約当初は工場製作の段階で建退共制度の対象労働者を雇用しない等)には、その理由及び共済証紙の購入予定時期等を文書で提出すること。
- 4) 前号の場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。  
なお、追加購入しなかったときは、その理由を文書で提出すること。
- 5) 共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求められた場合は速やかに提出すること。

#### (7) 労働災害防止について

工事の施工にあたっては、労働災害を防止するため、次の事項に留意するとともに下請業者に対しても適切に指導すること。

- 1) 工事着手後は、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割り当て安全訓練・研修等を実施すること。
- 2) 社内、関係機関と十分協議・打ち合わせを行い安全管理の徹底に努め、労働安全に配慮した施工に努めること。
- 3) 労働者の不安全行動防止の観点から、労働者が守らなければならない事項等を周知徹底するため、外部機関を利用して、建設従事者に対する安全衛生教育を積極的に実施するよう努めること。

#### (8) ダンプトラック等による過積載の防止等について

- 1) 工使用資材等の運搬にあたっては積載超過のないようにすること。
- 2) 過積載を行っていると思われる資材納入業者から資材を購入しないこと。
- 3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- 4) さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造したダンプカー等が工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6) 下請契約の相手方又は資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- 7) 不法無線局を搭載したトラックやダンプカー等が工事現場に出入りすることのないようにすること。

#### 参考:

- 説明事項中に記載の要領、要綱等については宮城県のホームページに掲載しておりますので、ご覧下さい。  
 ○工事請負契約における契約保証に関する取扱要領: 出納局契約課 > 工事関連様式集(必読)  
 ○宮城県建設工事元請・下請適正化要綱: 土木部事業管理課 > 宮城県建設工事元請・下請適正化要綱

(2) 委託用

説 明 事 項

< 契約の保証 >

(1) この委託業務の契約を締結する場合には、別に定める「契約保証に関する説明事項」により契約の保証を付してください。

< 一括下請の禁止 >

(2) 業務の一括下請，その他不適切な形態の下請契約を締結しないでください。

< 管理技術者及び照査技術者 >

(3) 管理技術者及び照査技術者については、適切な資格，技術力を有した者を配置してください。

< 労働災害防止 >

(4) 現地調査及び測量等の現場作業においては、関係機関との協議，社内教育を通して労働災害の防止に努めてください。

< 労働時間の短縮，及び休暇 >

(5) 日曜日，祝日，土曜日，ゴールデンウィーク等は従業員を休業させるよう配慮するとともに労働時間短縮についても特段の配慮をしてください。

< 履行期間 >

(6) 頭書に記載されている履行期間とします。

< 現場説明に対する質問 >

(7) 本現場説明書，仕様書，特記仕様書，及び図面等に対する質問は，現場説明に対する質問回答書（契約書 別紙様式第1号）により提出してください。

質問書提出期限	}	平成	年	月	日	指名通知のとおり		
質問書提出先		}	平成	年	月		日	
回答日								}
回答場所								

< 業務委託費内訳書 >

(8) 本業務価格算定には、土地改良設計基準を適用した設計業務と用地調査調査業務をそれぞれ適用しています。

このことから、業務委託費内訳書は「別紙3【土地改良設計基準を適用した設計業務】」と「別紙3【土地改良設計基準を適用した用地調査業務】」を使用願います。

※ 上記は、発注する業務の内容に応じ、変更すること（補足説明資料参照）

また、提出する業務委託費内訳書については、入札公告に添付している所定の様式に入力し、添付されたファイル形式のまま提出してください。

業務委託費内訳書入力に当たっての注意事項は、農村振興課ホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/>) を参照してください。

< 入札書への記載方法 >

(9) 入札者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

< その他 >

(10) 関係法令に抵触する行為は行わないでください。

様式9 公告用内訳書（工事費内訳書作成ツールから作成・出力）

工事費内訳書

工事名 ○○○△△□□□工事

許可番号  —

工事番号 H△△ ○○○地区(○○) - ○○○号

企業ランク

\*【下請負人:3】以

工種 □□□□□工事  
市町村 ■■■町

会社名・番号	直接元請負人:1	下請負人:2	下請負人:3	下請負人:4
	建設業許可番号を入力→			
	許可番号が無い場合は電話番号を入力→			

単価採用年月 ○○○○年○○月

配置技術者相当職の年収(円)	直接元請負人:1	下請負人の主任技術者相当額		
	現場代理人相当職	主任技術者相当職	下請負人:2	下請負人:3
			下請負人:4	

所要工期(日間)	直接元請負人:1	下請負人:2	下請負人:3	下請負人:4

工事区分・工種・種別・細別	規格名称	単位	数量	金額				
直接工事費(仮設工を除く)								
○○○工								
□□□工								
△△△工								
直接工事費		式	1					
共通仮設費		式	1					
共通仮設費(積上)		式	1					
運搬費		式	1					
運搬費		式	1					
安全費		式	1					
安全費		式	1					
役務費		式	1					
仮設電気基本料金		式	1					
技術管理費		式	1					
技術管理費		式	1					
共通仮設費(率計上)		式	1					
運搬費	(内容説明)	式	1					
準備費	(内容説明)	式	1					
安全費	(内容説明)	式	1					
技術管理費	(内容説明)	式	1					
営繕費等	(内容説明)	式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
労務管理費	(内容説明)	式	1					
安全訓練等に要する費用	(内容説明)	式	1					
租税公課	(内容説明)	式	1					
保険料	(内容説明)	式	1					
従業員給料	(内容説明)	式	1					
退職金	(内容説明)	式	1					
法定福利費	(内容説明)	式	1					
福利厚生費・通信費・交通費	(内容説明)	式	1					
外注経費	(内容説明)	式	1					
工事登録費	(内容説明)	式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等	(内容説明)	式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					
純工事費相当額(一括計上含む)		式	1					
現場管理費相当額		式	1		0	0		

工事価格(合計)	
消費税額及び地方消費税額(合計)	
工事費計(合計)	

入札金額→	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

労務賃金調書

〔質問〕

1. 当工事に従事予定労務者の日当り賃金について下表に記入して下さい。

注1) 職種毎の最低額と最高額を記入して下さい。

注2) 日当り賃金とは1日当り8時間労働に換算した賃金として下さい。

注3) 該当職種の労働者が1名の場合や全員が同額である場合は、最低額と最高額の両方に記入して下さい。

職 種	日当り賃金(円/日)											
	最低額	最高額										
1) 土木一般世話役												
2) 特殊作業員												
3) 普通作業員												
4) 軽作業員												
5) さく岩工												
6) 石工												
7) ブロック工												
8) 法面工												
9) 型わく工												
10) 鉄筋工												
11) 溶接工												
12) とび工												
13) 電工												
14) 山林砂防工												
15) 軌道工												
16) 機械整備工												
17) 運転手(特殊)												
18) 運転手(一般)												
19) 運転助手												
20) 交通誘導警備員A												
21) 交通誘導警備員B												
22) 潜かん世話役												
23) 潜かん工												
24) 橋りょう世話役												
25) 橋りょう特殊工												
26) 橋りょう塗装工												
27) トンネル世話役												
28) トンネル特殊工												
29) トンネル作業員												
30) 船団長												
31) 高級船員												
32) 普通船員												
33) 潜水世話役												
34) 潜水士												
35) 潜水連絡員												
36) 潜水送気員												
37) 造園工												
38) 鉄骨工												
39) 塗装工												
40) 大工												
41) 左官												
42) 配管工												
43) はつり工												
44) 防水工												
45) 板金工												
46) タイル工												
47) サッシ工												
48) 屋根ふき工												
49) 内装工												
50) ガラス工												
51) 建具工												
52) ダクト工												
53) 保温工												
54) 建築ブロック工												
55) 設備機械工												
56) 製作工												
57) 据付工												
58) 電気通信技術者												
59) 電気通信技術員												
60) 機械工												
61) 点検技術者												
62) 点検技術員												
63) 点検整備工												
64) 電気主任技術者												
65) 鋼橋製作工												
66) 運転監視技術員												

業務委託費内訳書

【地質調査業務】

業務名：機能診断業務／サンプル

入札者名：

項目	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
<b>直接業務費相当額の計</b>				0	
直接調査費				0	
直接人件費				0	
		人		0	
		人		0	
		人		0	
		人		0	
		人		0	
材料費				0	
機械経費				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
直接経費				0	
電子成果品作成費				0	
特許使用料				0	
水道光熱電力料				0	
外注費				0	
				0	
				0	
一括計上価格		一式			
間接調査費				0	
運搬費				0	
準備費				0	
仮設費				0	
安全費				0	
借地料				0	
旅費交通費				0	
施工管理費				0	
営繕費				0	
その他				0	
<b>諸経費相当額の計</b>		一式		0	
解析等調査業務費		一式			
諸経費		一式			
<b>合計</b>				0	入札金額と一致(注)

- ※1 それぞれの経費の内容は、公表されている積算基準等を参照すること。
- ※2 「直接業務費相当額の計」と「諸経費相当額の計」の金額を合わせた金額は、合計の金額と一致させること。
- ※3 金額の合計は、入札価格と一致させること。  
(注)ただし、設計業務等の他業務がある場合は、すべての業務の合計を合わせた金額を入札金額と一致させること。
- ※4 本内訳書上で、金額の「改め」を使用しないこと(1円単位で金額の計・合計を一致させること)。
- ※5 地質調査または土質調査に関する解析業務(解析調査)が「設計業務の価格積算基準」により積算し計上されている場合は、「解析等調査業務費」欄へ記入すること。
- ※6 一括計上価格については、総括表または参考明細書等を確認のうえ、一括計上価格(解析業務(解析調査)以外)が計上されている場合のみ記入すること。

業務委託費内訳書

【測量業務】

業務名：測量業務及び設計業務／サンプル  
 入札者名：

項目	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
<b>直接業務費相当額の計</b>				0	
直接測量費				0	
直接人件費				0	
		人		0	
		人		0	
		人		0	
		人		0	
		人		0	
		人		0	
		人		0	
		人		0	
		人		0	
材料費				0	
機械経費				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
直接経費				0	
旅費交通費				0	
基地関係費				0	
安全費				0	
その他				0	
技術管理費				0	
精度管理費				0	
成果検定費				0	
外注費				0	
				0	
				0	
				0	
一括計上価格		一式			
測量調査費		一式			
<b>諸経費相当額の計</b> (諸経費)		一式			
<b>合計</b>				0	入札金額と一致(注)

- ※1 それぞれの経費の内容は、公表されている積算基準等を参照すること。
- ※2 「直接業務費相当額の計」と「諸経費相当額の計」の金額を合わせた金額は、合計の金額と一致させること。
- ※3 金額の合計は、入札価格と一致させること。  
 (注)ただし、設計業務等の他業務がある場合は、すべての業務の合計を合わせた金額を入札金額と一致させること。
- ※4 本内訳書上で、金額の「改め」を使用しないこと(1円単位で金額の計・合計を一致させること)。
- ※5 一括計上価格については、総括表または参考明細書等を確認のうえ、一括計上価格が計上されている場合のみ記入すること。

## 業務委託費内訳書

【土地改良設計基準を適用した設計業務】

業務名：測量業務及び設計業務／サンプル

入札者名：

項目	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
直接業務費相当額の計				0	
直接人件費				0	
		人		0	
		人		0	
		人		0	
		人		0	
		人		0	
		人		0	
		人		0	
直接経費				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
外注費				0	
				0	
				0	
				0	
一括計上価格	一式				
諸経費相当額の計	一式			0	
その他原価	一式				
一般管理費等	一式				
合計				0	入札金額と一致(注)

※1 それぞれの経費の内容は、公表されている積算基準等を参照すること。

※2 「直接業務費相当額の計」と「諸経費相当額の計」の金額を合わせた金額は、合計の金額と一致させること。

※3 金額の合計は、入札価格と一致させること。

(注)ただし、設計業務等の他業務がある場合は、すべての業務の合計を合わせた金額を入札金額と一致させること。

※4 本内訳書上で、金額の「改め」を使用しないこと(1円単位で金額の計・合計を一致させること)。

※5 一括計上価格については、総括表または参考明細書等を確認のうえ、一括計上価格(解析業務(解析調査)以外)が計上されている場合のみ記入すること。

※6 地質調査業務とは別に、地質調査または土質調査に関する解析業務(解析調査)が「設計業務の価格積算基準」で積算し計上されている場合は、別紙1の業務委託費内訳書(地質調査業務)にある「解析等調査業務費」欄へ記入すること。

## 業務委託費内訳書

【建築設計業務】

業務名：

入札者名：

項目	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
<b>直接業務費相当額</b>	<b>直接業務費相当額の計</b>			0	
	直接人件費			0	
			人	0	
			人	0	
			人	0	
			人	0	
			人	0	
			人	0	
			人	0	
			人	0	
<b>諸経費相当額</b>	特別経費			0	
	申請手数料			0	
				0	
				0	
				0	
				0	
<b>諸経費相当額</b>	諸経費相当額の計			0	
			一式	0	
	技術料等経費			0	
		一式	0		
諸経費			0		
		一式	0		
<b>合計</b>			<b>0</b>	<b>入札金額と一致(注)</b>	

※1 それぞれの経費の内容は、公表されている積算基準等を参照すること。

※2 「直接業務費相当額の計」と「諸経費相当額の計」の金額を合わせた金額は、合計の金額と一致させること。

※3 金額の合計は、入札価格と一致させること。

(注)ただし、設計業務等の他業務がある場合は、すべての業務の合計を合わせた金額が入札金額と一致させること。

※4 本内訳書上で、金額の「改め」を使用しないこと(1円単位で金額の計・合計を一致させること)。

## 建設関連業務の調査基準価格算定補足説明資料

### 1. 調査基準価格算定調書へ解析等調査業務費を入力する場合の基本方針

地質調査または土質調査に関する解析業務(解析調査)については、地質・土質調査業務と同一発注か別途発注かを問わず、建設関連業務の調査基準価格算定調書へ入力する場合は、地質調査業務「解析等調査業務費」欄へ入力することになっている。

「解析等調査業務費」欄の対象になるのは、設計業務の価格積算基準(農水)及び設計業務等積算基準(国交)に準じて積上げた解析とする。

なお、代表的な解析の業務区分及び入力区分について下記に示す。

#### (1) 解析等調査業務の業務区分及び入力区分

##### ○解析等調査業務

【土地改良積算基準(調査・測量・設計)】 H28 P30~32

作業項目	業務区分	入力区分
既存資料の収集・現地調査	設計業務	〔地質調査業務〕解析等調査業務費
資料整理とりまとめ	設計業務	〔地質調査業務〕解析等調査業務費
資料整理とりまとめ	地質・土質調査業務	〔地質調査業務〕直接調査費
図面等の作成	設計業務	〔地質調査業務〕解析等調査業務費
図面等の作成	地質・土質調査業務	〔地質調査業務〕直接調査費
総合解析とりまとめ	設計業務	〔地質調査業務〕解析等調査業務費
打合せ	設計業務	〔地質調査業務〕解析等調査業務費

※〔地質調査業務〕解析等調査業務費欄については、算出した設計業務価格を入力する。

##### ○弾性波探査の解析

【設計業務等標準積算基準書(国交)】 H28 P2-2-22~2-2-24

作業項目	業務区分	入力区分
計画準備	設計業務	〔地質調査業務〕解析等調査業務費
現地踏査	設計業務	〔地質調査業務〕解析等調査業務費
資料検討	設計業務	〔地質調査業務〕解析等調査業務費
測線設置	地質・土質調査業務	〔地質調査業務〕直接調査費
観測	地質・土質調査業務	〔地質調査業務〕直接調査費
解析報告	設計業務	〔地質調査業務〕解析等調査業務費
報告とりまとめ	設計業務	〔地質調査業務〕解析等調査業務費

※〔地質調査業務〕解析等調査業務費欄については、算出した設計業務価格を入力する。

##### ○軟弱地盤解析

【設計業務等標準積算基準書(国交)】 H28 P2-2-25~2-2-28

作業項目	業務区分	入力区分
地盤破壊(円弧すべり)	設計業務	〔地質調査業務〕解析等調査業務費
地盤変形(簡便法)	設計業務	〔地質調査業務〕解析等調査業務費
地盤圧密(一次元解析)	設計業務	〔地質調査業務〕解析等調査業務費
地盤液状化(簡便法)	設計業務	〔地質調査業務〕解析等調査業務費

※〔地質調査業務〕解析等調査業務費欄については、算出した設計業務価格を入力する。

○地すべり調査

【設計業務等標準積算基準書(国交)】 H28:P2-2-29~2-2-37

作業項目	業務区分	入力区分
計画準備		
既存資料調査	設計業務	[地質調査業務]解析等調査業務費
地形判読作業	設計業務	[地質調査業務]解析等調査業務費
現地調査	設計業務	[地質調査業務]解析等調査業務費
移動変形調査		
伸縮計	地質・土質調査業務	[地質調査業務]直接調査費
傾斜計	地質・土質調査業務	[地質調査業務]直接調査費
パイプ式歪計	地質・土質調査業務	[地質調査業務]直接調査費
孔内傾斜計	地質・土質調査業務	[地質調査業務]直接調査費
解析		
地盤特性検討	設計業務	[地質調査業務]解析等調査業務費
機構解析	設計業務	[地質調査業務]解析等調査業務費
安定解析	設計業務	[地質調査業務]解析等調査業務費
対策工法の選定	設計業務	[地質調査業務]解析等調査業務費
報告書作成	設計業務	[地質調査業務]解析等調査業務費

※[地質調査業務]解析等調査業務費欄については、算出した設計業務価格を入力する。

○その他解析

浸透流解析及び不発弾調査等の協会積算基準や見積りにより積算する解析にあっても、基本方針どおりの取り扱いとする。

2. 調査基準価格算定調書へ機能診断業務の基本方針

土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)に掲載してある歩掛のとおり、建設関連業務の調査基準価格算定調書へ入力する。

(1)業務区分及び入力区分

○機能診断業務

【土地改良積算基準(調査・測量・設計)】 H28 P509~533

作業項目	業務区分	入力区分
現地踏査	地質・土質調査業務	[地質調査業務]直接調査費
現地調査(定点調査)	地質・土質調査業務	[地質調査業務]直接調査費
試験	地質・土質調査業務	[地質調査業務]直接調査費
機能診断	設計業務	[建設コンサルタント業務]直接人件費

※調査基準価格算定表への入力については、各業務費の構成に準じること。

### 3. 説明事項への記載について

入札公告時に添付しているファイルをそのまま提出するよう業者に周知するほか、各業者が入札価格を適正に算出できるよう、説明事項に調査基準価格(予定価格)の基本情報を記載すること。

#### 例1 設計業務と用地調査業務を併せてた業務の場合(「別紙3」と「別紙3」へそれぞれ入力)

本業務価格算定には、土地改良設計基準を適用した設計業務と用地調査業務をそれぞれ適用しています。

このことから、業務委託費内訳書は「別紙3【土地改良設計基準を適用した設計業務】」と「別紙3【土地改良設計基準を適用した用地調査業務】」を使用願います。

#### 例2 設計業務と解析等調査業務を合わせた業務の場合(「別紙1」と「別紙3」へそれぞれ入力)

本業務価格算定には、土地改良設計基準を適用した設計業務を適用しています。

ただし、解析業務(解析調査)については、諸経費も含め地質調査業務の解析等調査業務費として取扱っています。

このことから、業務委託費内訳書は「別紙1【地質調査業務】」と「別紙3【土地改良設計基準を適用した設計業務】」を使用願います。

#### 例3 地質調査業務と解析等調査業務を合わせた業務の場合(「別紙1」へ入力)

本業務価格算定には、地質調査業務を適用しています。

ただし、解析業務(解析調査)については、諸経費も含め地質調査業務の解析等調査業務費として取扱っています。

このことから、業務委託費内訳書は「別紙1【地質調査業務】」を使用願います。

#### 例4 機能診断業務の場合

本業務価格算定には、地質調査業務と、土地改良設計基準を適用した設計業務をそれぞれ適用しています。

このことから、業務委託費内訳書は「別紙1【地質調査業務】」と「別紙3【土地改良設計基準を適用した設計業務】」を使用願います。

### 4. その他

(1)協会積算基準や見積りにより積算する業務にあつては、上記を準拠し適正に業務価格を算出し、業務委託費内訳書の入力方法について説明事項へ記載すること。

(2)通知文に記載している基準書掲載ページについては、平成28年度を示していることから、改定ごとに新基準書掲載ページに読替えること。





## 積算システム以外における積算書の様式について

## 様式一参考1 工事費内訳書

## 工 事 費 内 訳 書

一 金 円 也

請負施工額	円也
支給額	円也
直営施工額	円也

内		訳		金額	記事	明細番号 単価
名称・規格	単位	数量	単価			

【注】 円以下の端数は一般管理費で切捨て調整すること。

## 様式一参考2 工事費明細書

第 号明細書

工事費明細書

一 金 円 也  
内 訳

工事の概要を記す

名称・規格	単位	数量	単価	金額	記事	明細番号 単価

【注】 前記内訳書の項目ごとに作成し、金額は円以下切捨。数量の計上は設計図その他、  
2. 数量計算による。雑費は計上しない。

様式－参考3 工事数量総括表

名 称 品 目	規 格 寸 法	単 位	数 量	摘 要

【注】数量は設計図,その他,2.数量計算による。

様式－参考4 数量計算書

数 量 計 算 書				
区 分	符 号	算 式	数 量	略 図

【注】土量,面積等の計算方法は設計図,その他,2.数量計算による。

様式－参考5 単価総括表

番 号	名 称	単 価	金 額	摘 要

【注】共通単価も単価総括表に記入すること。

様式－参考6 単 価 表

第 号	当 単 価 表
一金 円也 内 訳	所要説明を記す

名 称 ・ 規 格	単 価	数 量	単 価	金 額	記 事	代 価 番 号 単 価

【注】数量の計上は,設計図,その他,2.数量計算による。金額は円以下切捨。

工事数量表の記載例を示されたい
-----------------

例として、用水路工（パイプライン）における記載例を下記に示す。

工 事 数 量 表				
工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費（仮設工を除く）				
1. 用水路工				
(1)パイプライン工				
PL1号	VU400-RR	m	600.000	
PL2号	VU300-RR	m	50.000	
PL3号	VU250-RR	m	80.000	
PL4号	VU200-RR	m	25.000	
PL5号	VU150-RR	m	55.000	
PL継手材				パイプラインの総延長に含まれる付帯工について、備考欄に本線の路線名を記載する。 (例PL2号+第1号PL横断工=総延長)
(2)パイプライン付帯工				
第1号PL横断工（鋼管）	SGP-300A L=5.2m	箇所	1.000	PL2号の付帯工 50.0+5.2=55.2m
第2号PL横断工（鋼管）	SGP-250A L=5.3m	箇所	1.000	PL3号の付帯工 80.0+5.3=85.3m
第3号PL横断工（鋼管）	SGP-200A L=5.0m	箇所	1.000	PL4号の付帯工 25.0+5.0=30.0m
第3種泥吐工		箇所	1.000	
第4種泥吐工		箇所	4.000	
制水弁工（HPタイプ）	仕切弁（樹脂製）, 300mm, RC-40	箇所	2.000	
制水弁工（HPタイプ）	仕切弁（樹脂製）, 250mm, RC-40	箇所	3.000	
制水弁工（HPタイプ）	仕切弁（樹脂製）, 200mm, RC-40	箇所	1.000	
第1種取水工	田畑兼用, 給水栓柵加工	箇所	3.000	
第2種取水工	田畑兼用, 給水栓柵加工	箇所	23.000	
第3種取水工	田畑兼用, 給水栓柵加工	箇所	17.000	

なお、作成時における留意事項については、「工事発注時における参考明細書の取り扱いについて」（平成24年3月12日農村号外）を参照すること。

工事設計図面の各種規定について示されたい。
-----------------------

## 1-1 適用範囲

これは、宮城県が施行する農業農村整備事業等に供する設計図面に適用する。

## 1-2 図面

注文書に添付する図面については特に次の点に注意して作成すること。

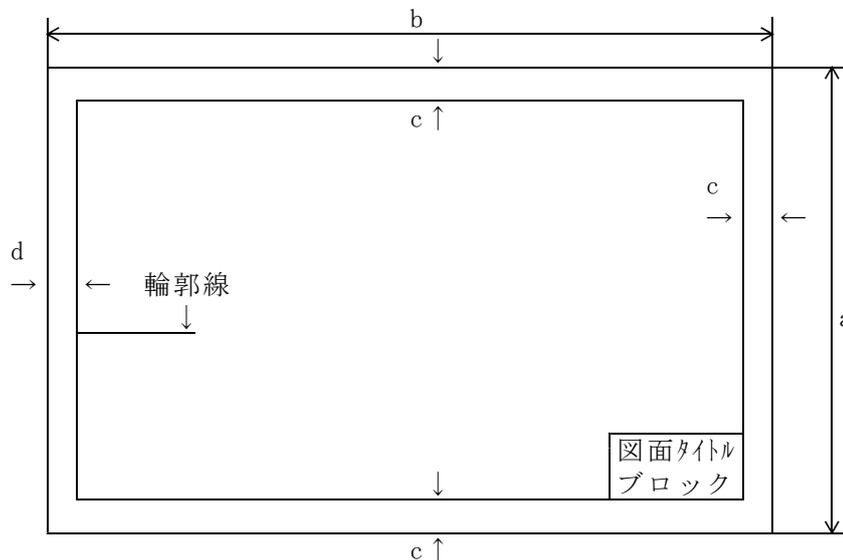
- (1) ポンプ機械の注文図はセンター、配置などを示すのみとし特定メーカーの機械外形図は書かない。
- (2) コンクリート工場製品については指定する場合以外は詳細図を書かない。
- (3) 2件以上にまたがる工事の場合は、今回施工分がわかるように赤色で色別し、図面タイトルブロック上部に「~~今回~~今回施工分」と赤書きで注記すること。
- (4) 全部今回施工の場合は図面タイトルブロック上部に「全部施工に付き塗色省略」と赤書きで注記すること。
- (5) 注文外の仮設等についても、工事の安定対策上施工方法等を受注者に明示する場合は参考図書として添付する。また、図面タイトルブロック上部に「参考図」と赤書きで注記すること。

## 1-3 図面の大きさ

図面の大きさは、図面紙の仕上げ寸法 J I S . P . 0138(紙加工仕上寸法)のA1によることを原則とする。ただし、必要に応じ、長手方向に延長することができる。

表1 輪郭の余白の寸法

大きさの呼び方	(単位mm)				
	A0	A1	A2	A3	A4
a × b	841×1189	594×841	420×594	297×420	210×297
c 最少	20	20	10	10	10
d	25	25	25	25	25



[注] 輪郭線の太さ0.5mm以上の実線とする。

図-1 図面の大きさと輪郭

#### 1-4 図面の折り方

- (1) 図面は屏風折とし、タイトルブロックが外側になるようにする。
- (2) 図面を折たたんだ場合大きさはA4を標準とする。

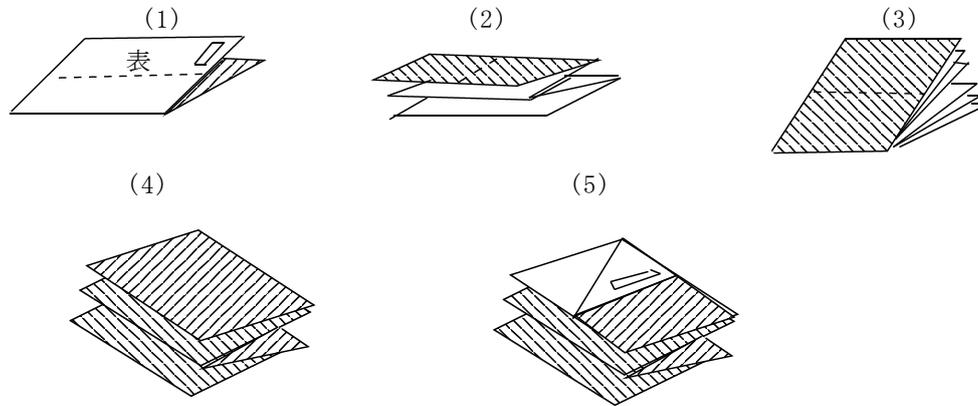


図-2 図面の折り方 (A1の場合)

#### 1-5 表題欄

- (1) 表題欄は図面の右下部に設け、ここに図面名称、番号等を記入する。
- (2) 図面番号は一連番号をつけ整理する。
- (3) 図面番号は、施工位置図、平面図、縦断面図、横断面図、構造図の順を標準とする。

#### 1-6 縮尺

縮尺の表示は  $S = 1/1000$  の例による。

#### 1-7 図の配慮

施工上の注意事項は図面の右側にまとめて記載するものとする。

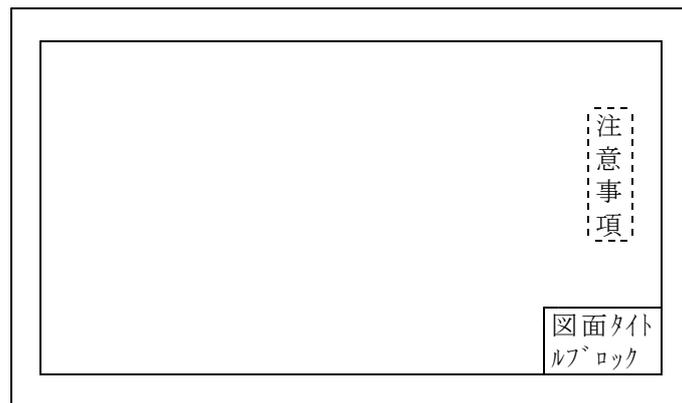


図-3

1-8 文字び数字

- (1) 文字は、一字一字が正確に読めるように、明りようにはっきり書く。
- (2) 数字は、主としてアラビア数字を用いる。
- (3) 文字、数字の大きさは、2.24, 3.15, 4.5, 6.3, 9, 12.5, 18mmを標準とする。
- (4) 漢字の使い方は常用漢字表による。

1-9 記号

- (1) 単位の表示は、次の例に従う。(寸法数値は原則としてミリの単位で記入、単位記号は付けない。特に他の単位を用いる必要がある場合には、その単位記号を記入する。)

mm	cm	cm <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>
kg	kgf/m	kgf/cm <sup>2</sup> (N/mm <sup>2</sup> )	tf/m <sup>2</sup>	60°

- (2) 材料の表示は、次の例に従う。

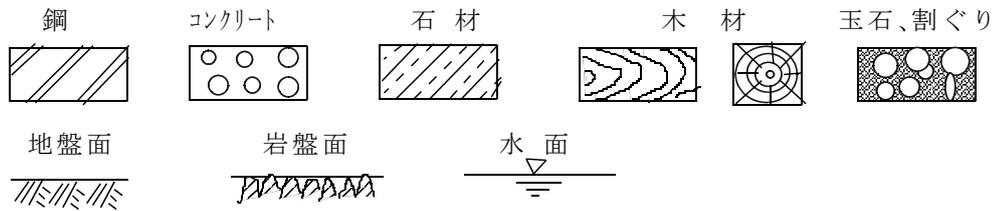


図-4

1-10 鉄筋の表わし方

- (1) 異形鉄筋は、普通鉄筋と同じように表わし、φの代わりにDの記号をつける。
- (2) 鉄筋寸法および配置は、次のように記入する。
  - φ13 @300 - 直径13mm 普通鉄筋を300mm間隔に配置
  - D13 @300 - 直径13mm 異形鉄筋を300mm間隔に配置
  - 20 - φ13 × 800 - 直径13mm長さ800mmの普通鉄筋が20本
  - 5 × 100 = 500 - 全長500mmを100mmに5等分
- (3) 鉄筋寸法その他記入用の引出線は、次のように鉄筋に直角に直線を引出す。

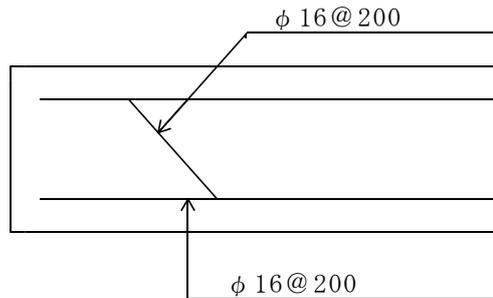


図-5

1-11 線

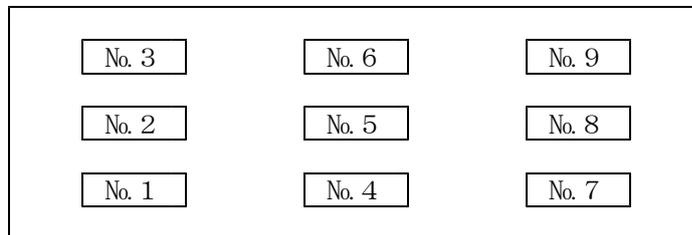
- (1) 線の種類は実線、破線、1点鎖線、2点鎖線の4種を原則とする。
- (2) 線は次のように区分して用いる。
  - ・ 実線は見える形を示す線、寸法線、同補助線、引出線、回転断面線、輪郭線、水準面線など。
  - ・ 破線は見えない部分の形を示す線。
  - ・ 1点鎖線は中心線、切断線、基準線、境界線、参考線など。
  - ・ 2点鎖線は想像線、基準線、境界線、参考線などで、1点鎖線と区別する必要があるとき。

### 1-12 縦断面図

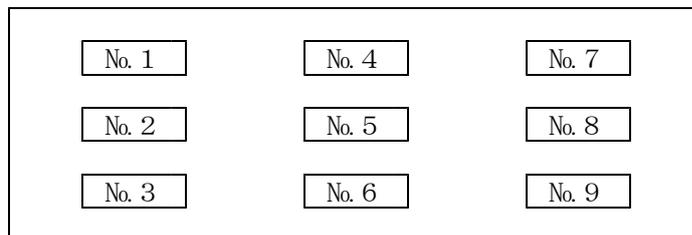
- (1) 路線の縦断面図は左方を起点とし、右方に向って記入する。
- (2) 用水路では上流を起点とし、河川、排水路では下流を起点とするを普通とする。
- (3) 道路は既設の道路からの分岐点を起点とする。
- (4) 水路に道路が平行する場合は水路の測点を併用してもよい。
- (5) 断面が異なる毎に標準断面図を、その区間内に記入する。
- (6) 縦断面図に次の欄を設ける。  
曲線、測点、距離、追加距離、杭高、地盤高、計画高、その他、水位など。

### 1-13 横断面図

- (1) 路線の横断面図において、河川、用水路、排水路は左岸を左側にして描き、道路では、起点から終点に向って左側にして描く。
- (2) 横断面図には、測点番号、計画断面、地盤高、計画高、切土量、盛土量、石積量（直高、法長）、土羽量（法長）など必要な事業量を記入する。  
（但し仮設掘削量、埋戻し量等については原則として示さないものとする）
- (3) 横断面図には、図面各葉および計画断面の変化する毎に1カ所計画寸法を記入する。
- (4) 横断面図の配置方法は、下記のとおりとする。



道路および用水路横断面図の配置



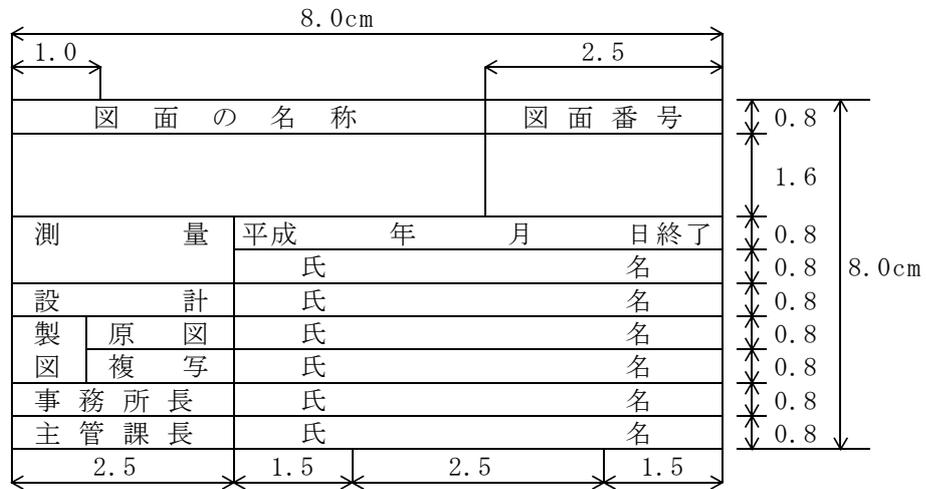
河川および排水路横断面図の配置

図-6

1-14 表題欄規格

(1) 図面タイトルブロック

下記を標準とする。



- 注) 1 図面の名称には縮尺を記入する。  
 2 測量，設計，製図，事務所長，主管課長の各欄にはそれぞれ氏名を記入する。

1-15 図面タイトルブロック上部記載例

○ 2件以上にまたがる工事の場合

今回施工分

図面の名称		図面番号	
測	量	平成	年 月 日終了

○ 全部今回施工の場合

全部施工に付き塗色省略

図面の名称		図面番号	
測	量	平成	年 月 日終了

○ 参考図の場合

参考図

図面の名称		図面番号	
測	量	平成	年 月 日終了

工事数量計算の規定について示されたい。
---------------------

## 1 総 則

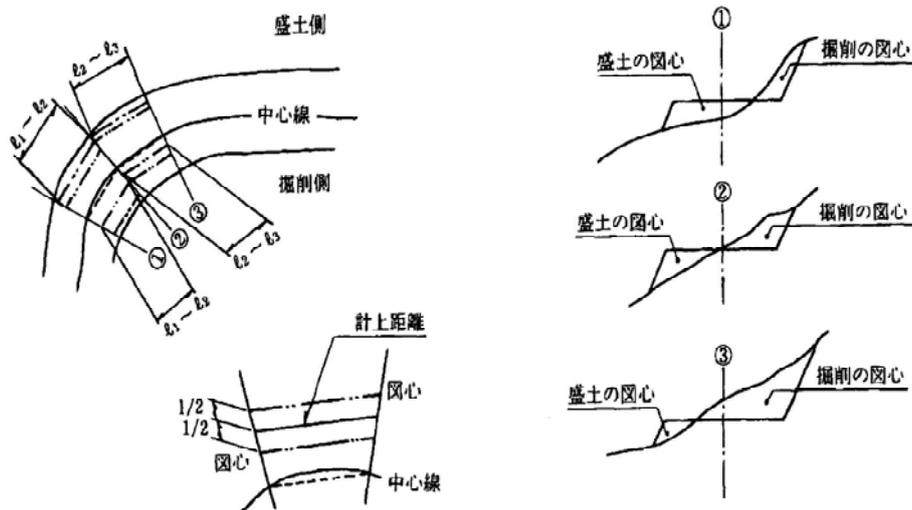
工事の数量計算は、農林水産省が制定している「土地改良工事数量算出要領（案）」を準用するものとし、下記に抜粋部分を示す。

なお、「土地改良工事数量算出要領（案）」は、農林水産省のホームページからダウンロードできる。（<http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/suryo/>）

また、この規定に明記されていない類似のものは、この規定を準用するものとする。

## 2 数量計算方法

- (1) 数量の単位は、全て計量法によるものとする。
- (2) 長さの計算は、数学公式によるほか、図面よりスケールアップ又はCADにより算出する。  
なお、スケールアップの場合は、2回以上の測定値の平均とする。
- (3) 面積の計算は、数学公式（参考資料-1参照）によるほか、三斜誘致法、平均面積法、プランニメーター又はCADにより算出する。  
なお、プランニメーターを使用する場合は、3回以上測定したもののうち、正確と思われるもの3回の平均値とする。  
また、線的な工事の面積算出における距離は、水平距離を基本とする。
- (4) 体積の計算は、数学公式（参考資料-1参照）によるほか、平均断面法及び平均距離法により算出する。  
なお、線的な工事は平均距離法を標準とする。
- (5) 土工数量の算出において、曲線半径が小さく（ $R < 50\text{ m}$ ）、設計中心線上の距離により体積を算出することが適当でない場合は、計算断面の図心位置での距離を用い、所定の体積を算出してよい。（図1-1参照）

図1-1 曲線半径  $R < 50\text{ m}$  の場合の距離

### 3 数量計算の単位及び数値

数量計算に用いる単位及び数値は表1-1とし、数値以下の数値は、有効数値1位（有効数値2位を四捨五入）を数値とするものとする。

なお、表にないものは表1-1に準ずるものとする。

表1-1 数量計算の単位及び数値

項目	種別	単位	数値	摘要
土工量	距離	m	小数位以下1位止	2位四捨五入
	高	m	" 1 "	2 "
	幅	m	" 1 "	2 "
	断面積	m <sup>2</sup>	" 1 "	2 "
	平均断面積	m <sup>2</sup>	" 2 "	3 "
	土量	m <sup>3</sup>	" 1 "	2 "
法面積	距離	m	小数位以下1位止	2位四捨五入
	法長	m	" 1 "	2 "
	平均法長	m	" 2 "	3 "
	面積	m <sup>2</sup>	" 1 "	2 "
コンクリートブロック (石)積(張)面積	距離	m	小数位以下1位止	2位四捨五入
	法長	m	" 1 "	2 "
	平均法長	m	" 2 "	3 "
	面積	m <sup>2</sup>	" 1 "	2 "
コンクリート・ アスファルト 体積	幅	m	小数位以下2位止	3位四捨五入
	高	m	" 2 "	3 "
	長	m	" 2 "	3 "
	体積	m <sup>3</sup>	" 1 "	2 "
型枠面積	幅	m	小数位以下2位止	3位四捨五入
	高	m	" 2 "	3 "
	長	m	" 2 "	3 "
	面積	m <sup>2</sup>	" 1 "	2 "
鉄筋質量	φ径	mm	整数	
	単位質量	kg/m	小数位以下3位止 有効数字3桁	1本当り質量は 小数2位止 四捨五入
	質量	kg	整数位止	1位四捨五入
足場・支保	幅	m	小数位以下1位止	2位四捨五入
	高	m	" 1 "	2 "
	距離	m	" 1 "	2 "
	面積	掛 m <sup>2</sup>	整数位止	1 "
	体積	空 m <sup>3</sup>	"	1 "
粗朶沈床等面積	幅	m	小数位以下1位止	2位四捨五入
	長	m	" 1 "	2 "
	面積	m <sup>2</sup>	" 1 "	2 "
舗装面積	幅	m	小数位以下2位止	3位四捨五入
	距離	m	" 1 "	2 "
	面積	m <sup>2</sup>	" 1 "	2 "
区画線	幅	m	小数位以下2位止	3位四捨五入
	延長	m	" 1 "	2 "
トンネル断面積	幅	m	小数位以下2位止	3位四捨五入
	高	m	" 2 "	3 "
	長	m	" 2 "	3 "
	断面積	m <sup>2</sup>	" 2 "	3 "

項目	種別	単位	数 位	摘 要
鋼材質量	幅 高 長	m	小数位以下3位止	4位四捨五入
		m	〃 3 〃	4 〃
		m	〃 3 〃	4 〃
	質量	kg	整数位止	但し鉄筋はcm止め (四捨五入)とする 1位四捨五入
ボルト質量	単位質量	g/本	整数位止	1位四捨五入
	本数 質量	本 kg	整数 整数位止	1位四捨五入
塗布面積	幅 高 長 面積	m	小数位以下3位止	4位四捨五入
		m	〃 3 〃	4 〃
		m	〃 3 〃	4 〃
		m <sup>2</sup>	〃 1 〃	2 〃

(注) 数量計算書と明細書では単位が異なる場合があるため各々の単位を確認のうえ整理されたい。

#### 4 設計書明細数量の単位及び数値

設計書(積算書)明細書計上数量は、数量計算で求めた数量を、表1-2に示す数値に四捨五入した数値とする。

表1-2 明細数量の単位及び数量計上の数値

工 種	種 別	細 別	単 位	明細書計上数値	
土工	掘削工	土砂掘削、軟岩掘削、硬岩掘削	m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 未満 単位止	
	盛土工	流用土盛土、発生土盛土、採取土盛土、搬入土盛土	m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 以上 有効数字3桁 (最大100m <sup>3</sup> 単位止)	
		路体盛土工	流用土路体、発生土路体、採取土路体、搬入土路体		m <sup>3</sup>
	路床盛土工	流用土路床、発生土路床、採取土路床、搬入土路床	m <sup>3</sup>		
	整形仕上げ工	法面整形(掘削部)	法面整形(盛土部)	m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup> 未満 単位止
				m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup> 以上 有効数字3桁 (最大10m <sup>2</sup> 単位止)
	作業残土処理工	作業残土処理	m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 未満 単位止	
作業土工	床掘、埋戻	m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 以上 有効数字3桁 (最大100m <sup>3</sup> 単位止)		
共通工	植生工	種子散布、客土吹付、植生基材吹付、植生マット、植生シート、繊維ネット、筋芝、芝付、人工芝付	m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup> 未満 単位止 100m <sup>2</sup> 以上 有効数字3桁 (最大10m <sup>2</sup> 単位止)	
		法面吹付工	モルタル吹付、コンクリート吹付		m <sup>2</sup>
		法枠工	現場打法枠、吹付枠、プレキャスト法枠		m <sup>2</sup>
	法面工	アンカー	本	単位止	
		受圧版	枚	単位止	
		柵工	m	10m未満 小数点以下1位止 10m以上 単位止め	
	かご工	じゃかご、ふとんかご	m	単位止	
	石・ブロック積(張)工	コンクリートブロック基礎、石積基礎	m	単位止	
		各種石・ブロック積(張)	m <sup>2</sup>	単位止	
		裏込材、天端コンクリート	m <sup>3</sup>	単位止	
	現場打擁壁工	現場打小型擁壁	m	単位止	
プレキャスト擁壁工	プレキャストL型擁壁	m	単位止		
補強土壁工	補強土壁基礎	m	単位止		
	補強土壁	m <sup>2</sup>	単位止		

工種	種別	細別	単位	明細書計上數位
共通工	矢板工	ｺﾝｸﾘｰﾄ矢板	枚	単位止
	切断工	ガス切断	m	10m未満 小数点以下1位止 10m以上 単位止
	付帯工	水抜きパイプ	箇所	単位止
通気孔, ステップ		個	単位止	
地盤改良工	路床安定処理工	安定処理	m <sup>2</sup>	単位止
	サンドマット工	サンドマット、安定シート	m <sup>2</sup>	単位止
	パーチカルドレーン工	サンドドレーン	本	単位止
		袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン		
	締固め改良工	サンドコンパクションパイル	本	単位止
	固結工	粉体噴射攪拌、高圧粉体噴霧攪拌、セメントミルク攪拌、スラリー攪拌、消石灰パイル、薬液注入	本	単位止
中層混合処理		m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> 未満 小数点以下1位止 10m <sup>3</sup> 以上 単位止	
構造物撤去工	構造物取壊し工	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し、石積み取壊し	m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> 未満 小数点以下1位止 10m <sup>3</sup> 以上 単位止
		舗装版取壊し、吹付法面取壊し	m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup> 未満 小数点以下1位止 10m <sup>2</sup> 以上 単位止
		殻運搬、殻運搬・処理	m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> 未満 小数点以下1位止 10m <sup>3</sup> 以上 単位止
ｺﾝｸﾘｰﾄ工	ｺﾝｸﾘｰﾄ工	基礎材	m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup> 未満 小数点以下1位止 10m <sup>2</sup> 以上 単位止
		裏込砕石	m <sup>3</sup>	単位止
		基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ	m	単位止
		均しｺﾝｸﾘｰﾄ、ｺﾝｸﾘｰﾄ	m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> 未満 小数点以下1位止 10m <sup>3</sup> 以上 単位止
		小口止ｺﾝｸﾘｰﾄ、防水モルタル		
		鉄筋	t	1ton未満 小数点以下3位止 1ton以上 小数点以下2位止
		型枠	m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup> 未満 小数点以下1位止 10m <sup>2</sup> 以上 単位止
		目地材、吸出し防止材、収縮目地	m <sup>2</sup>	単位止
		止水板	m	小数点以下1位止
ダウエルバー	本	単位止		
基礎工	既製杭工	既製ｺﾝｸﾘｰﾄ杭, カットオフ, 鋼管杭	本	単位止
	場所打杭工	場所打杭	本	単位止
	準備・処理工	やぐら	回	単位止
		杭土処理	m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 未満 単位止 100m <sup>3</sup> 以上 有効数字3桁 (最大100m <sup>3</sup> 単位止)
フリーム類 据付工	水路工	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄU形、鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄフリーム、鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄベンチフリーム、鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ大型フリーム、コルゲートフリーム、鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ柵渠、プレキャストボックス、鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ側溝、L形側溝、自由勾配側溝	m	小数点以下1位止
		鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄL形水路	個	単位止

工種	種別	細別	単位	明細書計上數位
排水路工	排水路工	分水槽，マンホール	箇所	単位止
		蓋，側溝蓋	枚	単位止
		アンダードレン，サイドドレン	m	小数点以下1位止
		ウィーブホール，ドレン流出弁	箇所	単位止
		土水路	m	単位止
河川構造物	覆土工	採取土覆土，購入土覆土	m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 未満 単位止 100m <sup>3</sup> 以上 有効数字3桁 (最大100m <sup>3</sup> 単位止)
	海岸コンクリートブロック工	海岸コンクリートブロック製作	個	単位止
	波消根固めブロック工	波消ブロック製作 根固めブロック製作・据付	個	単位止
	捨石工	捨石	m <sup>3</sup>	単位止
管水路工	管体基礎工	砂基礎、砕石基礎 コンクリート基礎	m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> 未満 小数点以下1位止 10m <sup>3</sup> 以上 単位止
	管体工	硬質ポリ塩化ビニル管、 強化プラスチック複合管、 ダクタイル鋳鉄管、 炭素鋼鋼管、 鋼管 遠心力鉄筋コンクリート管	m	小数点以下1位止
		硬質ポリ塩化ビニル継手材	個	単位止
		異形管，継輪	本	単位止
		弁類	基	単位止
道路工	舗装準備工	不陸整正	m <sup>2</sup>	単位止
	舗装工	下層路盤、上層路盤、基層、表層 敷砂利	m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup> 未満 小数点以下1位止 10m <sup>2</sup> 以上 単位止
	区画線工	区画線、区画線消去	m	10m未満 小数点以下1位止 10m以上 単位止
付属施設	落石防止網工	落石防止網(金網+ロープ)	m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup> 未満 単位止 100m <sup>2</sup> 以上 有効数字3桁 (最大100m <sup>2</sup> 単位止)
		落石防止網(アンカー)、 落石防止網(ポケット支柱)	箇所	単位止
	落石防止柵	落石防止柵(支柱・金網)	m	単位止
		落石防止網(ステーロープ)	本	単位止
	安全施設工	ガードレール、ガードケーブル、 ガードパイプ、横断・転落防止 柵、ネットフェンス	m	10m未満 小数点以下1位止 10m以上 単位止
		フェンス扉	組	単位止
	標識工	路側標識	基	単位止
		標識板	枚	単位止
	縁石工	アスファルトカーブ、 境界ブロック	m	10m未満 小数点以下1位止 10m以上 単位止
	境界工	境界杭	本	単位止
付属物工	視線誘導標	本	単位止	
埋設物表示工	埋設物表示テープ	m	単位止	
橋梁工	橋梁工	桁架設	本	単位止
		横組	m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> 未満 小数点以下1位止 10m <sup>3</sup> 以上 単位止
		横締めケーブル，簡易ゴム支承，場 所打地覆	m	小数点1位止
		横締め緊張，落石防止装置	箇所	単位止
		ゴム支承，大型ゴム支承， 調整コンクリート舗装	個	単位止
			m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup> 未満 小数点以下1位止 10m <sup>2</sup> 以上 単位止

工種	種別	細別	単位	明細書計上數位
橋梁工	橋梁架設工	桁下足場, P C 防護	m <sup>2</sup>	単位止
		側部足場	m	単位止
		登り棧橋	箇所	単位止
ほ場整備工	整地工	表土扱い, 基盤造成, 畦畔築立, 雑物撤去	ha	小数点2位止
		筆外運土	m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 未満 単位止 100m <sup>3</sup> 以上 有効数字3桁 (最大100m <sup>3</sup> 単位止)
	進入路工	進入路	箇所	単位止
	用排水路工	呑口・吐口トランジション, 柵, 水甲, 田面排水口	箇所	単位止
		吸水渠, 暗渠排水, 集水渠, 捕水渠, 自動埋設暗渠, 揚水取水管	m	10m未満 小数点以下1位止 10m以上 単位止
		弾丸暗渠	ha	小数点2位止
農用地造成工	盛土工	堤体盛土, 盛土面転圧	m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 未満 単位止 100m <sup>3</sup> 以上 有効数字3桁 (最大100m <sup>3</sup> 単位止)
	用排水路工	集水渠	m	10m未満 小数点以下1位止 10m以上 単位止
		集水路, 急流工, 引き込み管	m	小数点1位止
	造成工	表土扱い, 基盤整地, 耕起深耕, 石礫除去, 土壤改良材散布, 有機資材散布, 砕土, 心土破碎, 雑物撤去	ha	小数点2位止
		基盤造成(土砂), 基盤造成(軟岩)	m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 未満 単位止 100m <sup>3</sup> 以上 有効数字3桁 (最大100m <sup>3</sup> 単位止)
	畑面保全工	承水路	m	小数点1位止
畑面植生		ha	小数点2位止	
トンネル工	土工	トンネル掘削	m	小数点1位止
		ずり処理	m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 未満 単位止 100m <sup>3</sup> 以上 有効数字3桁 (最大100m <sup>3</sup> 単位止)
	コンクリート工	覆工コンクリート工	m	小数点1位止
		鉄筋	t	1ton未満 小数点以下3位止 1ton以上 小数点以下2位止
		止水板	箇所	単位止
		裏込グラウト	m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> 未満 小数点以下1位止 10m <sup>3</sup> 以上 単位止
地すべり防止工	地すべり防止工	集水井, 集水柵	基	単位止
		振止コンクリート, 面壁工	箇所	単位止
		水抜きボーリング, 山腹集排水路, 山腹明暗渠, 山腹暗渠	m	小数点1位止
		ボーリングマシン移設, やぐら	回	単位止
		抑止杭	本	単位止
復旧工		畦畔復旧	m	10m未満 小数点以下1位止 10m以上 単位止
		表土掘削・埋戻	m	単位止

工種	種別	細別	単位	明細書計上數位	
コンクリート補修工	ひび割れ補修工	ひび割れ表面処理, ひび割れ注入, ひび割れ充填	m	小数点以下1位止	
	目地補修工	成型ゴム目地, 充填目地	m	小数点以下1位止	
	既設水路断面修復・表面被覆工	高压洗浄工, 断面修復工, 表面被覆工	m <sup>2</sup>	10m <sup>3</sup> 未満 小数点以下1位止 10m <sup>3</sup> 以上 単位止	
仮設工	仮設工	足場	掛m <sup>2</sup>	単位止	
		支保	空m <sup>3</sup>	単位止	
		敷鉄板	m <sup>2</sup>	単位止	
		仮設鋼矢板, 鋼矢板, 鋼矢板引抜	枚	単位止	
		仮設H鋼杭	本	単位止	
		仮設タイロッド・腹起し, 切梁・腹起し	t	小数点以下2位止	
		横矢板	m <sup>2</sup>	単位止	
		たて込み簡易土留	m	単位止	
		油圧式杭圧入引抜機据付・解体	回	単位止	
		仮締切盛土, 中詰盛土	m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 未満 単位止 1100m <sup>3</sup> 以上 有効数字3桁 (最大100m <sup>3</sup> 単位止)	
		土のう	m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> 未満 小数点以下1位止 100m <sup>3</sup> 以上 単位止	
		大型土のう	袋	単位止	
		工所用設道路	m	単位止	
		工所用道路補修	路線	単位止	
		仮設舗装	m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup> 未満 小数点以下1位止 10m <sup>2</sup> 以上 単位止	
		仮設区画線	m	10m未満 小数点以下1位止 10m以上 単位止	
		仮橋上部	t	小数点以下2位止	
		仮橋下部	橋	単位止	
		仮橋高欄	m	10m未満 小数点以下1位止 10m以上 単位止	
		仮橋覆工板	m <sup>2</sup>	単位止	
	仮橋コンクリート基礎	箇所	単位止		
	排水処理工	排水処理工	排水ドレーン, 土水路(仮設)	m	小数点以下1位止
			排水ポンプ	箇所	単位止
		ウエルポイント	本	単位止	
	設備工	設備工	受電設備, 配電設備 トンネル受電設備, トンネル配電設備 トンネル照明設備, トンネル送気設備 トンネル軌道設備, トンネル換気設備 トンネル給水設備, トンネル排水設備	式	単位止
			スライディングフォーム組立解体	基	単位止
	共通仮設費(積上げ)	運搬費	重建設機械分解・組立・輸送	台	単位止
仮設材輸送			t	小数点以下2位止	
準備費		伐開・除根	ha	小数点以下2位止	
		木根等処分	m <sup>3</sup> t	単位止 小数点以下1位止	
安全費		交通誘導員	人	単位止	
役務費		電力基本料金, 借地費	式	単位止	
技術管理費		技術管理費	平板載荷試験, 土質試験等	回	単位止
	溶接試験, 継目試験		箇所	単位止	
	歩掛調査		式	単位止	

(注) 1. この表にないものについては、類似するものを準用するものとする。

5 単位の参考例

- 小数点以下1位止（小数点2位四捨五入）
 

1.23 m <sup>2</sup>	→	1.2 m <sup>2</sup>
4.56 m <sup>2</sup>	→	4.6 m <sup>2</sup>
- 単位止（小数点1位四捨五入、  
但し1に満たないものは切り上げ）
 

0.4 m <sup>2</sup>	→	1 m <sup>2</sup>
1.2 m <sup>2</sup>	→	1 m <sup>2</sup>
45.6 m <sup>2</sup>	→	46 m <sup>2</sup>
- 有効数字3桁（有効数字4桁四捨五入）
 

123.4 m <sup>2</sup>	→	123 m <sup>2</sup>
2,345.6 m <sup>3</sup>	→	2,350 m <sup>3</sup>
- 最大100m<sup>3</sup>単位止（整数2位四捨五入）
 

12,345.6 m <sup>3</sup>	→	12,300 m <sup>3</sup>
123,456.7 m <sup>3</sup>	→	123,500 m <sup>3</sup>

※ 数量計算は算式によるほか、図上計算または実物測定によることができる。  
この場合、原則として縮尺図又は実測略図を数量計算書に添付するものとする。

6 歩掛単価表等の単位及び数位

歩掛単価表等における単位及び数位は、表1-3に示すものとする。

表1-3 歩掛単価表等の単位及び数位

項目	種別	単位	数位	摘要
労務	一般労務	人	小数点以下2位止	3位四捨五入
	運転労務	人	〃 2 〃	3 〃
機械経費	機械経費(時間)	h	小数点以下1位止	2位四捨五入
	機械経費(日)	日	〃 2 〃	3 〃
	燃料	L	有効数字2桁(注)	四捨五入
材料費	一般資材(指定のないもの)	—	小数点以下1位止	2位四捨五入
その他	1日当り作業量	—	小数点以下1位止	2位四捨五入
	補正值・係数	—	小数点以下2位止	3位四捨五入
	電力料金、免税軽油等	円	小数点以下2位止	3位四捨五入

(注) 整数3桁以上は、整数止とする。

7 単位体積質量等

数量計算に用いる各種資材の単位体積質量は表1-4、アスファルト混合物の締固め後の密度は表1-5、たて込み簡易土留機材の質量は表1-6を標準とする。

なお、試験等より当該資材の質量等が把握されている場合は、その値を用いることが出来る。

表1-4 各種資材の単位体積重量(標準値)

名称	規格	単位	単位質量	備考
土砂	自然状態	t/m <sup>3</sup>	1.80	
軟岩、岩塊・玉石	自然状態	t/m <sup>3</sup>	2.20	
中硬岩、硬岩	自然状態	t/m <sup>3</sup>	2.50	
コンクリート	無筋	t/m <sup>3</sup>	2.35	
	有筋	t/m <sup>3</sup>	2.50	
切込砂利		t/m <sup>3</sup>	2.02	
クラッシュラン		t/m <sup>3</sup>	2.04	
粒度調整碎石		t/m <sup>3</sup>	2.10	
セメント		t/m <sup>3</sup>	3.00	
ソイルセメント		t/m <sup>3</sup>	2.10	
木材		t/m <sup>3</sup>	0.80	
アスファルト		t/m <sup>3</sup>	2.35	

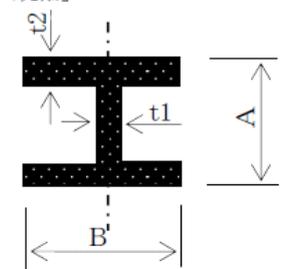
名称		規格	単位	単位質量	備考
異形棒鋼 (SD295A, SD345)		D10	kg/m	0.56	
		D13	kg/m	0.995	
		D16	kg/m	1.56	
		D19	kg/m	2.25	
		D22	kg/m	3.04	
		D25	kg/m	3.98	
		D29	kg/m	5.04	
		D32	kg/m	6.23	
		D35	kg/m	7.51	
		D38	kg/m	8.95	
		D41	kg/m	10.5	
	D51	kg/m	15.9		
丸鋼 (SS400)		φ 13	kg/m	1.04	
		φ 16	kg/m	1.58	
		φ 25	kg/m	3.85	
		φ 32	kg/m	6.31	
H形鋼 (幅広)		100*100*6*8	kg/m	16.9	<p>「規格」 A*B*t1*t2</p> 
		125*125*6.5*9	kg/m	23.6	
		150*150*7*10	kg/m	31.1	
		175*175*7.5*11	kg/m	40.4	
		200*200*8*12	kg/m	49.9	
		250*250*9*14	kg/m	71.8	
		300*300*10*15	kg/m	93.0	
		350*350*12*19	kg/m	135.0	
		400*400*13*21	kg/m	172.0	
鋼矢板  (幅広鋼矢板) " " (ハット型鋼矢板) "		I A型	kg/m	35.5	400(幅)*85(高)*8.0(厚)
		II型	kg/m	48.0	400*100*10.5
		III型	kg/m	60.0	400*125*13.0
		IV型	kg/m	76.1	400*170*15.5
		V L型	kg/m	105.0	500*200*24.3
		VI L型	kg/m	120.0	500*225*27.6
		II W型	kg/m	61.8	600*130*10.3
		III W型	kg/m	81.6	600*180*13.4
		IV W型	kg/m	106.0	600*210*18.0
		10 H	kg/m	86.4	900*230*10.8
	25 H	kg/m	113.0	900*300*13.2	
鋼製山留材 (H型鋼)		H-200	kg/m	55.0	
		H-250	kg/m	80.0	
		H-300	kg/m	100.0	
		H-350	kg/m	150.0	
		H-400	kg/m	200.0	
鋼版		19(厚)*1,524(辺)*6,096(辺)	kg/枚	1,386	
		22*1,524*6,096	kg/枚	1,604	
		25*1,524*6,096	kg/枚	1,823	

表 1 - 5 アスファルト混合物の締め固め後密度(標準値)

混 合 物	施工区分	設計密度 (kg/m <sup>3</sup> )		
		車道及び路肩	歩道	アスカープ
粗粒度アスファルト混合物		2.350	2.200	—
密粒度アスファルト混合物		2.350	2.200	—
細粒土アスファルト混合物		2.300	2.150	2.100
開粒度アスファルト混合物		1.940	—	—
瀝青安定処理路盤材		2.350	—	—
グースアスファルト混合物		2.350	—	—

(注) 密粒度アスファルト混合物及び細粒度アスファルト混合物には、それぞれギャップアスファルト混合物を含む。

表 1 - 6 たて込み簡易土留め機材の質量

1セットの延長	掘削幅	掘削深	単位	質量
30m	3m未満	1.5m	t/セット	9.0
		2.0m	t/セット	12.0
		2.5m	t/セット	14.6
		3.0m	t/セット	18.4
		3.5m	t/セット	23.0
		4.0m	t/セット	32.7
		4.5m	t/セット	38.3
		5.0m	t/セット	46.5
	3m以上	5.5m	t/セット	52.6
		6.0m	t/セット	58.5
		3.0m	t/セット	23.4
		3.5m	t/セット	24.8
		4.0m	t/セット	34.6
		4.5m	t/セット	40.8
15m	3m未満	5.0m	t/セット	47.8
		5.5m	t/セット	56.3
		6.0m	t/セット	62.2
		1.5m	t/セット	4.6
		2.0m	t/セット	6.1
		2.5m	t/セット	7.4
		3.0m	t/セット	9.4
		3.5m	t/セット	11.7

## 8 数量計算における留意事項

### (1) 控除不要数量

次に示す数量は、原則として所要構造物の積算数量より控除しなくてよいものとする。

- 1) 盛土中で現地盤線以上の断面積が1 m<sup>2</sup>未満の構造物。
- 2) 石積・ブロック積工の内径φ300 mm以下の排水管及び内空断面積0.1 m<sup>2</sup>以下の暗渠。
- 3) コンクリート構造物内の鉄筋、土留材、支保材及びスペーサーブロック。
- 4) コンクリート構造物の面取り。
- 5) コンクリート構造物の伸縮目地の間隔及び止水板。
- 6) コンクリート構造物内のステップ等埋込み金具。
- 7) コンクリート構造物内の内径φ300 mm以下の管類。但し、スラストブロック等で管等の空間比率が大きい場合は除く。
- 8) 鋼材のボルト孔及びアンカー孔。
- 9) その他、上記1)～8)に準じると判断されるもの。

### (2) 加算不要数量

次に示す数量は、原則として所要構造物の積算数量に加算しないものとする。

- 1) 発注者が当該構造物の品質・形状等が不相当と認め解体・撤去を命じた構造物。
- 2) 型枠の余裕面積。
- 3) 積算歩掛等において考慮されているコンクリートまたは鉄筋等の材料損失量。
- 4) 鉄筋の組立・据付に要したタイクリップ等。
- 5) 管水路工事における管接合箇所の継手掘りに係る数量。
- 6) その他、上記1)～5)に準じると判断されるもの。

**参考資料－1** 数量計算の基本となる面積及び体積の算出式

「凡例」 A：面積（立体の場合は表面積）、V：体積

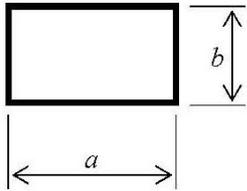
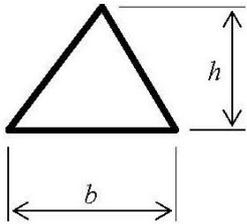
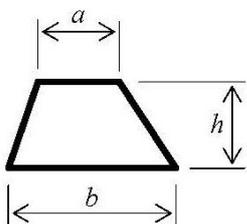
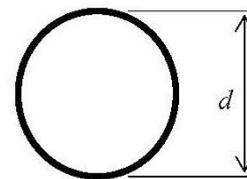
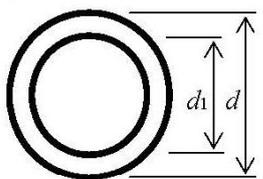
図 形	計 算 式	備 考
① 矩 形 	$A = a \times b$	
② 三 角 形 	$A = \frac{b \times h}{2}$	
③ 台 形 	$A = \frac{(a + b) \times h}{2}$	
④ 円 	$A = \frac{d \times d \times \pi}{4}$	
⑤ 中空円 	$A = \frac{(d \times d - d_1 \times d_1) \times \pi}{4}$	

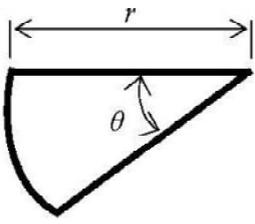
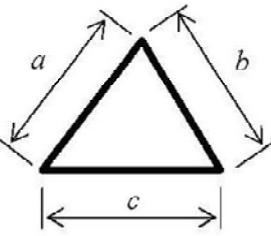
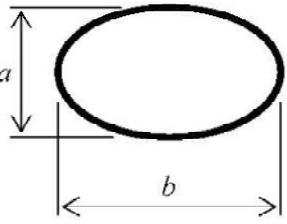
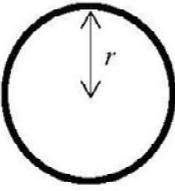
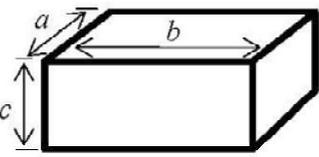
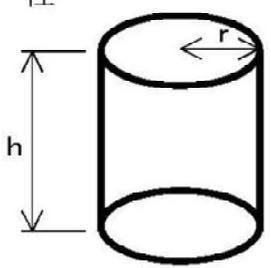
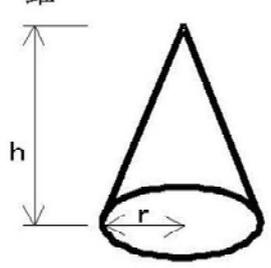
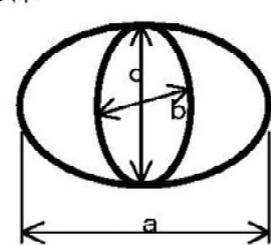
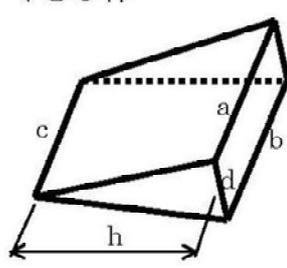
図 形	計 算 式	備 考
⑥ 扇 形 	$A = r \times r \times \pi \times \left( \frac{\theta}{360} \right)$	
⑦ 三角形 (ヘロンの公式) 	$A = \sqrt{t(t-a)(t-b)(t-c)}$ <p>ただし、 <math>t = \frac{a+b+c}{2}</math></p>	
⑧ 楕 円 	$A = \frac{a \times b \times \pi}{4}$	
⑨ 球 	$A = 4 \times \pi \times r \times r$ $V = \frac{4 \times \pi \times r \times r \times r}{3}$	
⑩ 直六面体 	$A = 2(a \times b + b \times c + c \times a)$ $V = a \times b \times c$	

図 形	計 算 式	備 考
⑪ 円 柱 	$A = 2 \times \pi \times r \times (r + h)$ $V = \pi \times r \times r \times h$	
⑫ 円 錐 	$A = \pi \times r \times ((r \times r + h \times h) + r)$ $V = \frac{\pi \times r \times r \times h}{3}$	
⑬ 長円体 	$V = \frac{4 \times \pi \times a \times b \times c}{3}$	
⑭ くさび体 	$V = \frac{1}{6} (a + b + c) \times d \times h$	

**参考資料－２ 土量換算係数の取り扱い**

**1. 土工流用の基本的な考え方**

土工に関わる歩掛等の基本的な考え方は、以下のとおりである。

- ① 土工に係る作業能力式などは、”地山土量（自然状態）”を基本
- ② 仮置き場スペースを計画する場合は、”堀ゆるめた土量”を基本
- ③ 盛土及び埋戻しは、締固め後の”仕上り土量（締固めた状態）”を基本

**2. 土工流用の計算例**

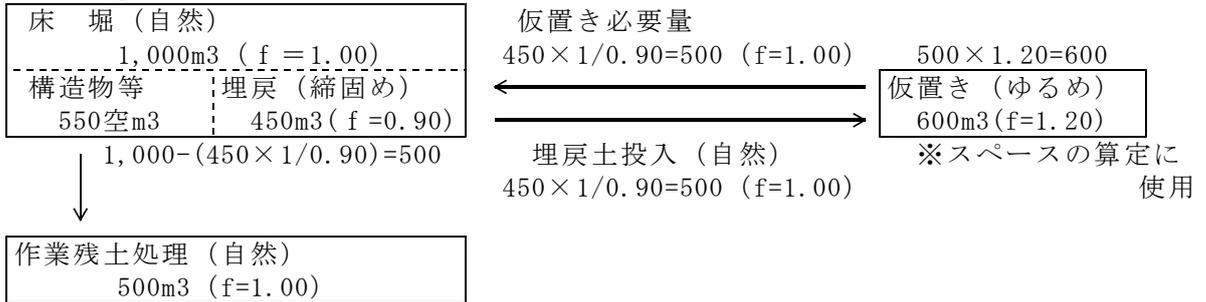
**ケース１：埋戻用土に掘削土を流用する場合で標準の土量換算係数（f）によった場合**

[条件]

対象土量 : 床堀=1,000m<sup>3</sup>, 埋戻=450m<sup>3</sup>

土量換算係数：自然状態=1.00, 堀りゆるめた状態=1.20, 締固めた状態=0.90

[流用計画]



[計上数量]

床堀土量=1,000m<sup>3</sup>, 埋戻土量（投入）=500m<sup>3</sup>, 埋戻土量（敷均・締固）=450m<sup>3</sup>

作業残土処理土量=500m<sup>3</sup>

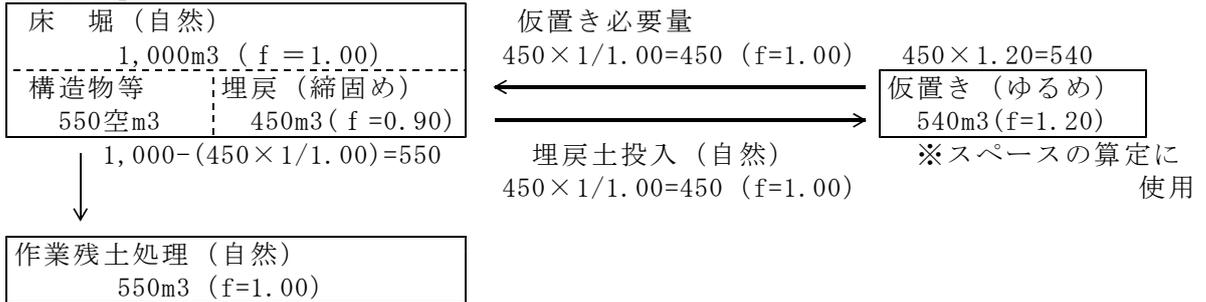
**ケース２：埋戻用土に掘削土を流用する場合で現場実態の土量換算係数（f）によった場合**

[条件]

対象土量 : 床堀=砂質土1,000m<sup>3</sup>, 埋戻=450m<sup>3</sup>

土量換算係数：自然状態=1.00, 堀りゆるめた状態=1.20, 締固めた状態=1.00

[流用計画]



[計上数量]

床堀土量=1,000m<sup>3</sup>, 埋戻土量（投入）=450m<sup>3</sup>, 埋戻土量（敷均・締固）=450m<sup>3</sup>

作業残土処理土量=550m<sup>3</sup>

**ケース３：埋戻の一部を購入土対応する場合で標準の土量換算係数（f）によった場合**

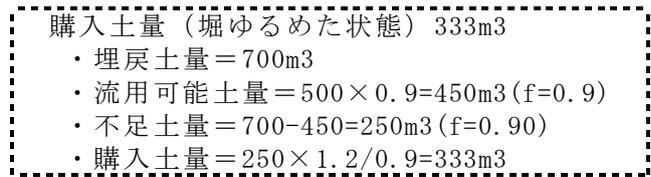
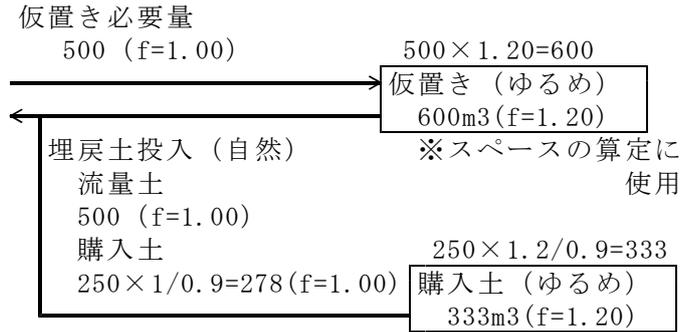
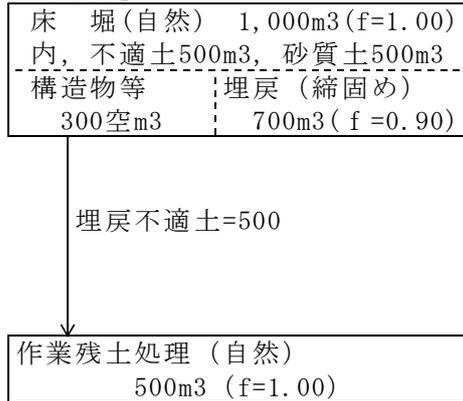
[条件]

対象土量 : 床堀=1,000m<sup>3</sup>, (砂質土500m<sup>3</sup>, 埋戻不適土500m<sup>3</sup>), 埋戻=700m<sup>3</sup>

土量換算係数：自然状態=1.00, 堀りゆるめた状態=1.20, 締固めた状態=0.90

購入土 : 砂質土

[流用計画]



[計上数量]

床掘土量	= 1,000m <sup>3</sup>
埋戻土量(投入)	= 778m <sup>3</sup> (現場流用土500m <sup>3</sup> , 購入土278m <sup>3</sup> )
埋戻土量(敷均・締固)	= 700m <sup>3</sup> (現場流用土450m <sup>3</sup> , 購入土250m <sup>3</sup> )
購入土量	= 333m <sup>3</sup> (堀ゆるめた状態)
作業残土処理土量	= 500m <sup>3</sup>

各ケースの注意事項

- (注) 1. 購入土の資材単価は堀ゆるめた状態で設定しているため、積算時における計上数量は十分注意すること。
2. 歩掛に示された能力式での土量換算係数は、自然状態(f=1.00)とし、土工量操作は、積算計上数量において考慮することを原則とする。
3. 各ケースでの(自然)は『自然状態』, (ゆるめ)は『堀ゆるめられた状態』, (締固め)は『締め固めた状態』を示している。
4. 労務資材単価表(農業農村整備事業)の、「山砂(埋戻し用)」を使用する場合は、「ケース3」に準ずるものとする。

「例」100m<sup>3</sup>当り換算量

$$100 \div 0.9 \times 1.2 = 133.3\text{m}^3$$

設計金額の表示基準について示されたい。

#### 土木工事及び施設機械工事の積算書の数値処理

項目	丸め位置	丸め方法	止まり	備考
請負工事額	—	—	円	
消費税相当額	—	—	円	
総合工事価格	1,000円未満	切り捨て	1,000円	
工事価格	1,000円未満	切り捨て	1,000円	
工事原価	1,000円未満	切り捨て	1,000円	
一般管理費等	1,000円未満	切り捨て	1,000円	
明細の計	1,000円未満	四捨五入	1,000円	
内訳数量	小数点以下4位	四捨五入	3位止り	
内訳単価欄	小数点以下1位	四捨五入	円止り	小数点以下2位まで表示可能
電力料金、免税軽油等	小数点以下3位	四捨五入	2位止り	
内訳金額欄	小数点以下1位	四捨五入	円止り	
各単価表の単価	少数点以下1位	四捨五入	円止り	
施工単価・特別単価	明細内訳と同様	←	←	

#### 各単価内部数値処理

表示がない場合は、以下を原則として小数点以下4位四捨五入し3位止にする。また、特に指定のない場合の端数処理について下表に示す。

#### 一般事項

項目	丸め位置	丸め方法	止まり	備考
特に表示のない数値	小数点以下4位	四捨五入	2位止り	
特に表示のない金額	小数点以下1位	四捨五入	円止り	
一般労務	小数点以下3位	四捨五入	2位止り	
運転労務	小数点以下3位	四捨五入	2位止り	
機械経費 (C)	小数点以下3位	四捨五入	2位止り	
機械経費 (T)	小数点以下2位	四捨五入	1位止り	
機械経費 (t1, t0)	小数点以下2位	四捨五入	1位止り	
機械損料単価整数部3桁以上	有効数字4位	四捨五入	有効数字3桁	
整数部2桁以下	小数点以下1位	四捨五入	円止り	
燃料数量 時間当損料	有効数字3位	四捨五入	有効数字2位	
日当 (整数部3桁以上)	小数点以下1位	四捨五入	整数	
日当 (整数部1桁以上)	有効数字3位	四捨五入	有効数字2位	
日当 (少数点以下)	小数点以下2位	四捨五入	少数点以下1位	
一般資材数量	小数点以下3位	四捨五入	2位止り	指定のないもの
構成内訳の運転時間	小数点以下3位	四捨五入	2位止り	
構成内訳の運転日数	小数点以下3位	四捨五入	2位止り	
一日当たり作業量(QD)	小数点以下2位	四捨五入	1位止り	
補正值・係数	小数点以下3位	四捨五入	2位止り	
距離の入力			整数	各単価毎設定
断面積の入力	小数点以下2位	四捨五入	1位止り	各単価毎設定
雑品・諸雑費・諸経費率	小数点以下4位	四捨五入	3位止り	
算出数量	小数点以下3位	四捨五入	2位止り	

処分費の取り扱いについて示されたい。
--------------------

処分費等が共通仮設費対象金額に占める割合が3%を越える金額、または、処分費が3千万円を超える金額については共通仮設費、現場管理費、一般管理費の対象としない。

## (1) 処分費計上方式

## ①. 端数処理

積上げ金額は明細別に千円単位に四捨五入する。

処分費を複数の明細で計上した場合の積上げ金額と処分費の不整合については回避できないことから、計算ルールを以下のとおりとし、それによって生じる金額の不整合については無視するものとする。

## 1) 計算方法

以下の明細を例として計算方法を示す。

(下記項目以外の積上げ額等については計上されていないものと想定)

記号	項目	金額	算出単位
A	直接工事費 (Aレベル)	B + G	千円
B	明細A	C + D + E + F	千円
C	明細内訳 1		円
D	明細内訳 2		円
E	処分費 1		円
F	明細内訳 3		円
G	明細B	H + I + J	千円
H	明細内訳 4		円
I	処分費 2		円
J	明細内訳 5		円
K	共通仮設費 (Aレベル)	L + N + Q	千円
L	共通仮設费率計上分 (Aレベル)		千円
M	事業損失防止施設費 (Aレベル)	N	千円
N	明細C	O	千円
O	明細内訳 6		円
P	準備費 (Aレベル)	Q	千円
Q	明細D	R + S + T	千円
R	明細内訳 7		円
S	処分費 3		円
T	処分費 4		円

## 2) 処分費金額

処分費の集計は次の2ヶ所で行う。

## i 直接工事費内処分費 (U)

直接工事費 (A) の配下の処分費を集計する。

「 $U = E + I$ 」…千円単位に四捨五入

## ii 準備費内処分費 (V)

準備費 (P) の配下の処分費を集計する。

「 $V = S + T$ 」…千円単位に四捨五入

## iii 処分費全体額 (W)

「 $W = U + V$ 」

## 3) 処分費 (諸経費対象外) (X)

「W」の内、共通仮設費対象金額の3%を超えた額、

又は、3千万円を超えた額…千円単位に切り上げ

## 4) 共通仮設費対象金額 (Y)

「 $Y = A + M + V - X$ 」